

岡崎市業務継続計画(BCP)

Business Continuity Plan



令和8年2月 修正

岡 崎 市

目次

1 総則	1
1.1 計画の目的	1
1.2 業務継続計画と地域防災計画の位置づけ	2
1.3 BCPの基本方針	5
1.4 被害想定	6
1.5 計画の適用範囲	11
1.6 運用体制	11
1.7 業務継続体制の発動・解除	12
2 業務継続体制（発災後を想定した基礎的事項）	13
2.1 職員の配備体制	13
2.2 指揮監督権限及び職務代行	17
2.3 災害対策本部室の設置場所及び代替場所	18
3 資源	19
3.1 本庁舎	19
3.2 庁舎設備	20
3.3 電力及び燃料の確保	22
3.4 飲料水・食料等の確保	24
3.5 通信連絡手段の確保	26
3.6 ICTの常時対策及び復旧	27
3.7 執務環境	29
3.8 トイレ	30
3.9 生活用品・消耗品等	31
3.10 会議室・資材置き場等	32
3.11 車両	33
4 ボトルネックの解消	34
4.1 ボトルネック対応の留意点	34
4.2 ボトルネック対応策	34
5 非常時優先業務（本市が実施する応急対策業務、優先通常業務）	35
5.1 非常時優先業務の考え方	35
6 業務継続計画の維持管理	40
6.1 「岡崎市業務継続計画推進会議」の設置	40
6.2 訓練・研修の実施	40
6.3 業務継続計画の更新	41
資料	42
1 消防本部及び各署所関連資料	42
2 支所関連資料	62
3 保健所関連資料	69

別冊 非常時優先業務整理表（優先通常業務・応急対策業務）

1 総則

1.1 計画の目的

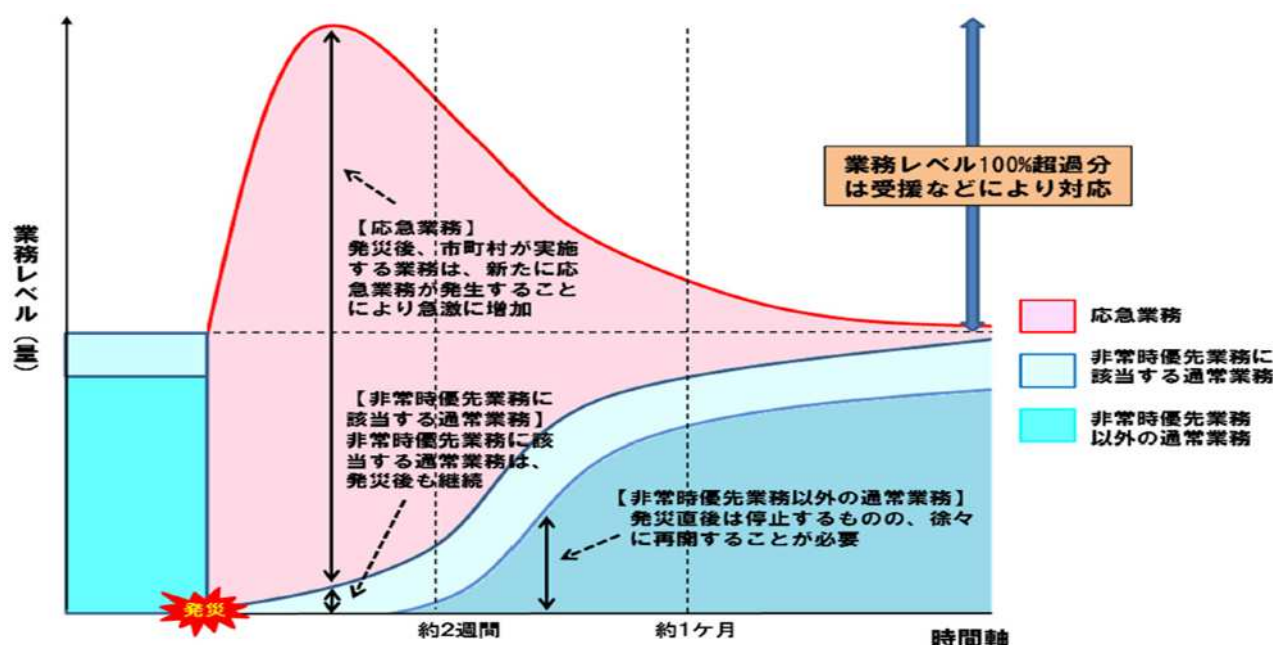
本市が位置する東海地方では、南海トラフ地震の発生が危惧されている。平成 14 年 4 月に東海地震の地震防災対策強化地域に、平成 26 年 3 月に南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域に指定され、当該地震が発生した場合には、市全域的に人的・物的被害が発生するとともに、ライフライン等に障害を与え、市民生活や社会活動に大きな影響を及ぼすことが予想される。

本市における震災対策は、市民の生命、身体及び財産の安全確保を目的に、大規模地震を想定し、予防から応急対策、復旧・復興までの様々な取組みを進めてきたところである。その一方で、本市は市民に一番身近な基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、震災対応中であっても休止することが市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる業務については、継続して実施することが求められている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とした東日本大震災においては、岩手県陸前高田市や大槌町、宮城県南三陸町等、津波により災害対策の中核機能となるべき庁舎が壊滅的な被害を被った。このように大規模地震の発生によって、行政自体にも被害が及び、行政機能の低下が余儀なくされる状況下で、本市が自らの責務を果たしていくためには、行政機能の継続性確保と業務の継続力向上に向けて適切に対応していくことが喫緊の課題となっている。

こうしたことから、大規模地震発生時の人員・物資・情報・ライフラインなどの必要な資源が制約された状況下でも、あらかじめ選定した非常時優先業務（詳細は「3 非常時優先業務」に記載する。）を速やかに遂行することによる行政機能の継続性確保と業務の継続力向上を実現することを目的として「岡崎市業務継続計画（Business Continuity Plan）」（以下、「BCP」という。）を策定する。

図 1 発災後に市町村が実施する業務の推移



出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和 5 年 5 月 内閣府）

1.2 業務継続計画と地域防災計画の位置づけ

岡崎市地域防災計画

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、岡崎市防災会議が策定する法定計画であって、本市、防災関係機関、事業者及び市民が震災への予防から応急対策、復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた基本的かつ総合的な計画である。

岡崎市業務継続計画（BCP）

地域防災計画で定められた本市の取り組むべき事項を実施する上で必要不可欠な関連計画であり、大規模災害時、非常時優先業務を遂行するための計画として位置づけられている。

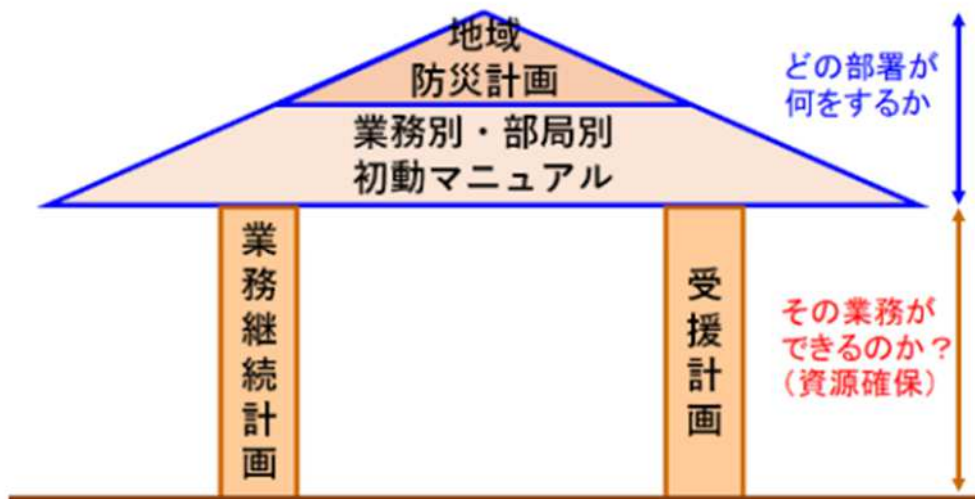


図1 関連計画・マニュアル間の関係図

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月改定）

表1 地域防災計画と業務継続計画（BCP）の比較

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
位置づけ	震災対策に関する基本的かつ総合的な性格を有する計画	地域防災計画の関連計画及び通常業務の復旧のための計画
策定	岡崎市防災会議	岡崎市業務継続計画推進会議
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・本市 ・防災関係機関等 （県、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設、自衛隊等） ・事業者 ・市民 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市
計画期間	・予防～応急対策、復旧・復興	・発災から1ヶ月間
視点	<ul style="list-style-type: none"> ・行政自体の被害は明確に想定されていない ・対策を漏れなく記載 ・実施する業務の手順等は発災後に決めていく 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の実施する全業務を対象に非常時優先業務を選定
対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・予防対策 ・応急対策 ・復旧・復興 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時優先業務（応急対策業務、優先度の高い通常業務）

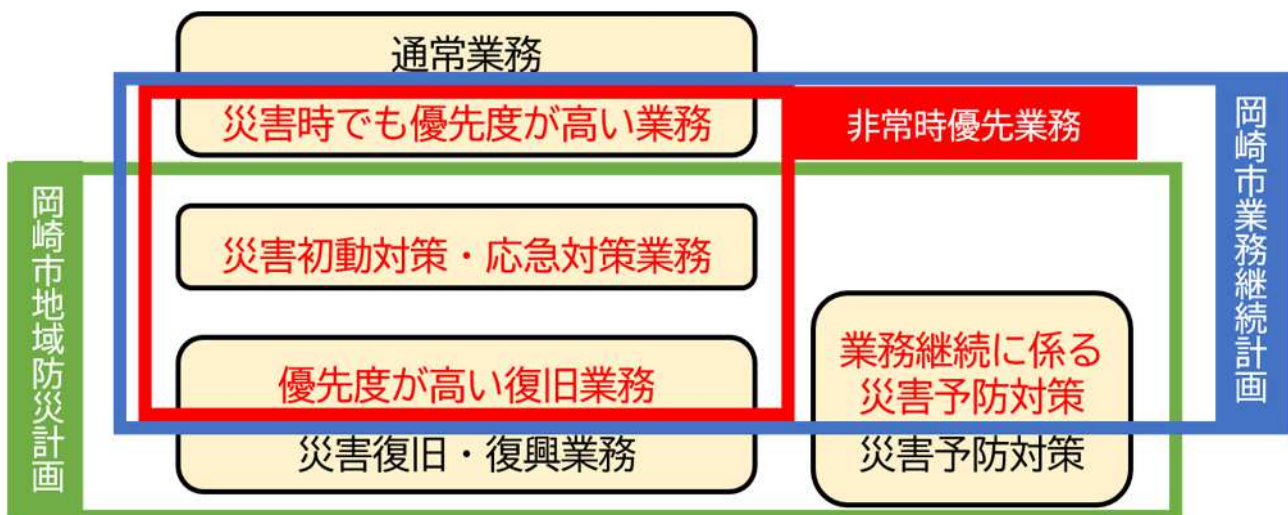
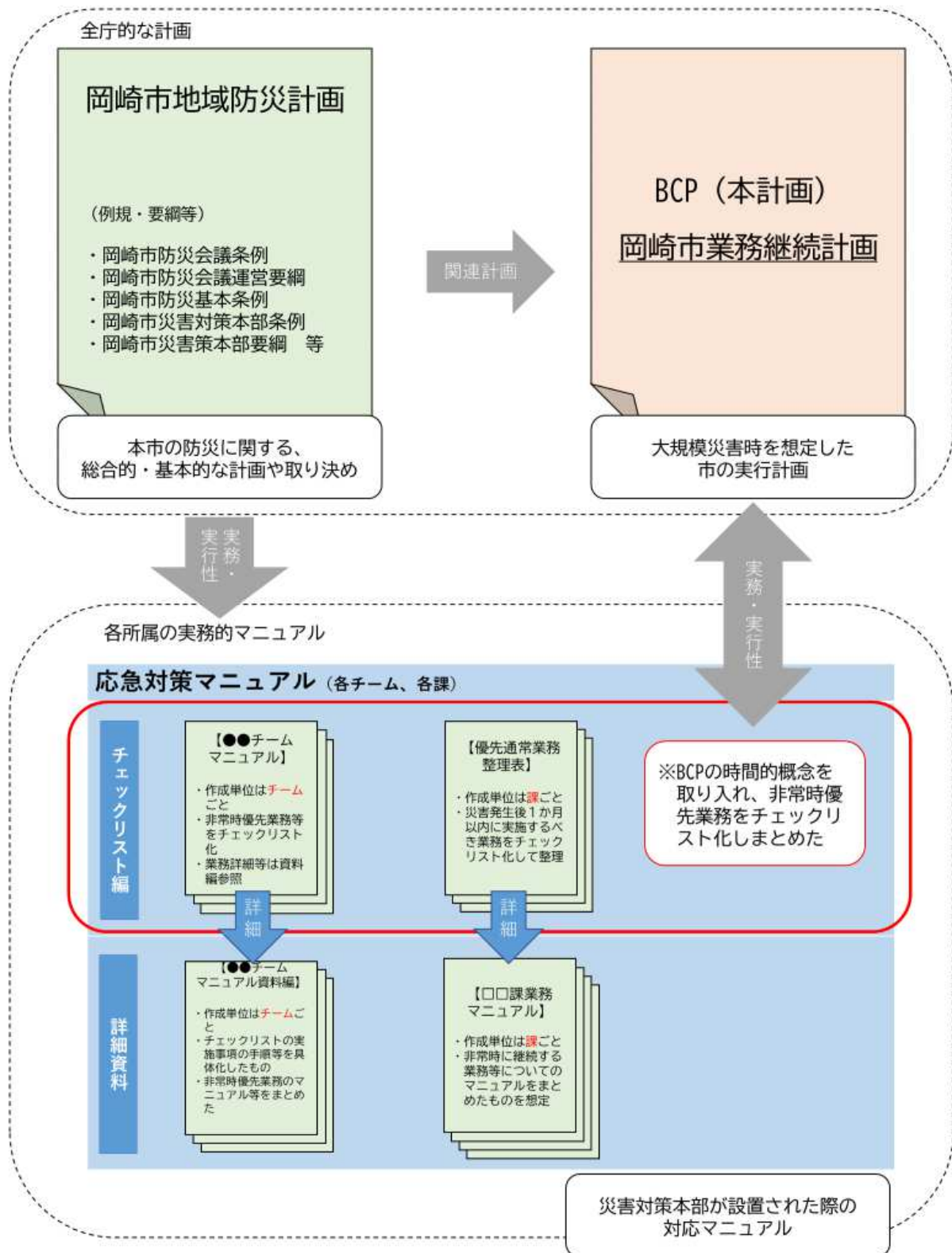


図2 地域防災計画と業務継続計画が対象とする業務の関係

図3 業務継続計画の位置づけ



1.3 BCP の基本方針

大規模地震発生時における市としての責務を全職員が共有し、全うするため、以下に示す3つの基本方針に基づき、業務継続を図るものとする。

① 大規模地震発生時には、市民の生命、身体及び財産の保護のため、非常時優先業務の遂行に全力を挙げる。

本市は、大規模地震発生という不測の事態であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめることが責務であることから、新たに発生する応急対策を速やかに実施し、かつ、業務停止による市民生活への影響が大きい行政サービスについては継続・早期復旧しなければならない。

しかし、大規模地震発生時にあっては、行政も例外なく被災し、人員、庁舎など様々な資源活用の制限が予想されることから、限られた資源を最大限に活用できるよう、全力で取り組むべき非常時優先業務と休止する業務をあらかじめ選別しておくこととする。

② 非常時優先業務の遂行目標を設定するとともに、目標実現のために必要な資源の確保と適切な配分を行う。

非常時優先業務は、業務停止に伴う市民生活への影響を最小限にとどめるために実施する優先度の高い業務であるから、発災時点で確保できる資源を最大限に活用し、業務を継続・早期復旧することが必要である。

そのため、各部局は、大規模地震の影響によって資源が制限された場合の対応策とともに、確保した資源の適切な配分方法について十分な検討を行い、業務に着手すべき時期や実施の水準といった明確な目標を持って業務に取り組むこととする。

③ 想定される大規模地震発生に備え、平常時から全庁的取組みとして業務継続力の向上に努める。

業務継続力の向上のためには、BCP を全庁的な体制で運用し、継続的な改善を加えることによってレベルアップさせていくことが重要であることから、平常時の取組みとしては、ボトルネックの解消と BCP の組織への定着化を積極的に進めていくものとする。

ボトルネックの解消に向けては、短期的で部局が単独で取り組める対策だけでなく、中・長期的に全市をあげて調整することが必要な対策も想定されることから、平成 24 年度には新たに「岡崎市業務継続計画推進会議」を設置し、全庁的な取組みを推進している。

また、組織への定着化に向けては、BCP に基づく訓練や研修を定期的実施し、継続的に改善を加えていくことで、BCP のレベルアップを図ると同時に、組織に確実に浸透させることに努めるものとする。

1.4 被害想定

BCP は、地域防災計画と同様に南海トラフ地震「過去地震最大モデル」を想定する。

愛知県防災会議地震部会が平成 26 年 5 月に愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果として取りまとめた被害想定を受け、本市でも平成 27 年 3 月に南海トラフ地震被害予測調査報告書として取りまとめた。以下にその結果を示す。

過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデル

(1) 人的被害

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊 (うち屋内転倒物・ 屋内落下物)	死者数	約 100 (約 10)	約 50 (約 10)	約 80 (約 10)
	重傷者数	約 200 (約 70)	約 300 (約 50)	約 200 (約 30)
	軽傷者数	約 1,600 (約 300)	約 1,000 (約 200)	約 1,100 (約 200)
急傾斜地等	死者数	約 10	*	*
	重傷者数	*	*	*
	軽傷者数	*	*	*
火災	死者数	*	*	約 60
	重傷者数	*	*	約 20
	軽傷者数	*	*	約 50
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	*	*	*
	重傷者数	*	約 10	約 10
	軽傷者数	*	約 10	約 20
死傷者数合計	死者数	約 100	約 60	約 100
	重傷者数	約 200	約 300	約 200
	軽傷者数	約 1,600	約 1,000	約 1,200
自力脱出困難者数	地震動	約 700	約 600	約 600

(2) 建物被害

項目	被害区分	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
地震動	全壊	約 2,300		
	半壊	約 9,400	約 9,400	約 9,200
液状化	全壊	約 200		
	半壊	約 1,300	約 1,300	約 1,300
急傾斜地等	全壊	約 60		
	半壊	約 100	約 100	約 100
火災	焼失	約 20	約 20	約 1,300
建物棟数		129,315		
建物被害総数	全壊・焼失	約 2,600	約 2,600	約 3,900
	半壊	約 11,000	約 11,000	約 11,000
建物被害率	全壊・焼失	約 2%	約 2%	約 3%
	半壊	約 8%	約 8%	約 8%
ブロック塀等転倒数		約 1,200		
屋外落下物が発生する建物数		約 100		

(3) 上水道

管路延長 (km)	被害箇所 数 (件)	被害率 (件/km)	断水率 (%)			
			直後	1日後	7日後	1ヶ月後
約 2,300	約 3,400	1.47	90%	73%	15%	0%
給水人口 (人)		断水人口 (人)				
約 372,000		約 334,000	約 271,000	約 56,000	*	

(4) 下水道

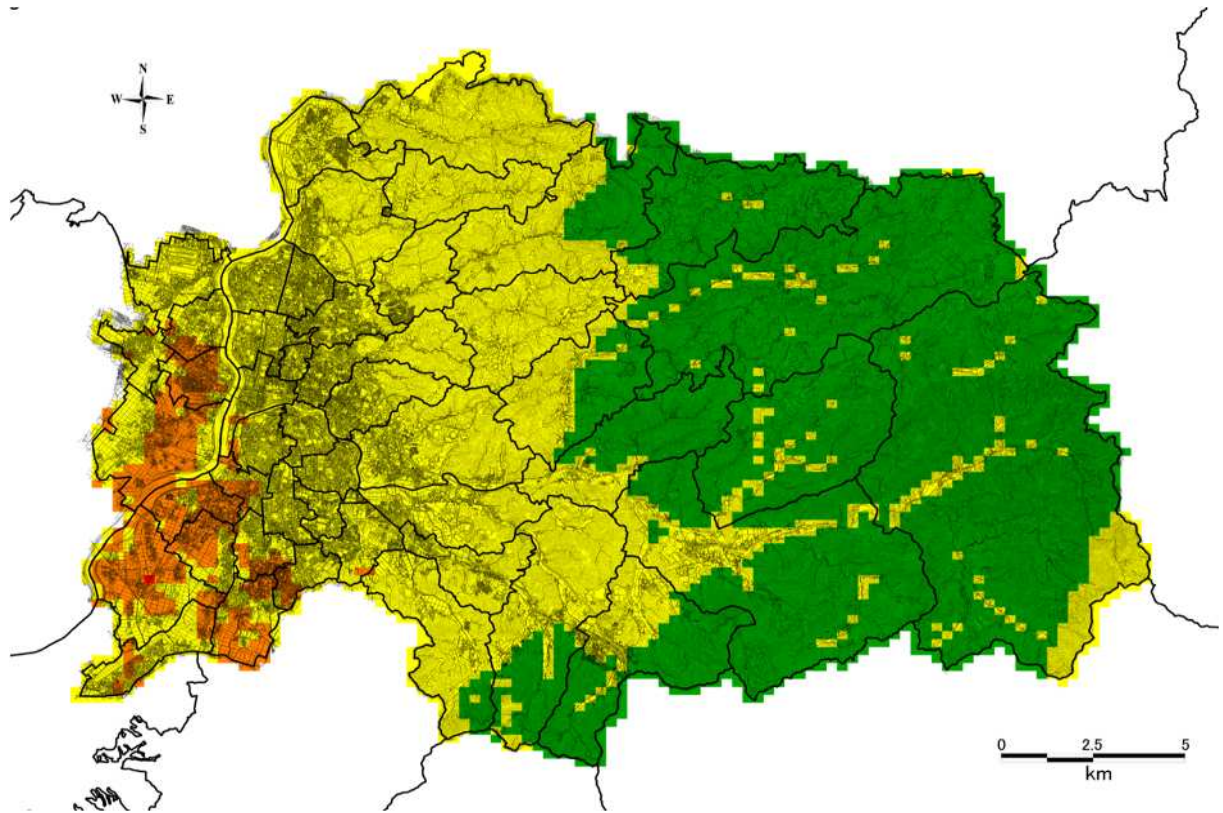
管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)	処理人口 (人)	機能支障率 (%)			
				直後	1日後	7日後	1月後
				5%	77%	3%	0%
約 1,800	約 80	5%	約 337,000	機能支障人口 (人)			
				直後	1日後	7日後	1月後
				約 16,000	約 258,000	約 10,000	*

(5) 電力、固定電話、都市ガス、LPガス

電力	固定電話	都市ガス	LPガス
停電件数 (軒)	不通回線数 (回線)	復旧対象戸数 (戸)	機能支障世帯数 (世帯)
約 163,000	約 55,000	*	約 6,900

(注) 都市ガスにおいては、個々の需要世帯がガス機器の使用出来る場合に復旧作業を行うという実態を考慮し、地震動により建物全壊・半壊した需要家世帯数に相当する供給停止戸数を復旧対象から除いている。

予測震度（過去地震最大モデル）



(6) 庁舎等への被害想定

南海トラフ地震により、本庁舎は、震度 6 弱程度の強い揺れに直面するが、各建物は耐震性を有していることから、建物自体に被害が少なく使用可能であっても、電力、ガス及び上下水道の供給不能、加えて通信回線が途絶する可能性が想定され、平常時と同様の庁舎機能の維持が困難になり、事前に資源確保等の対策を講じる必要がある。（具体的な想定は、巻末「資料」を参照）

資源名	被害想定
庁舎	庁舎は耐震構造であり、倒壊せず、使用可能。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置から東庁舎が 76 時間、西庁舎及び西庁舎南棟が 27 時間、福社会館が 2 時間、消防本部が 100 時間の電力供給が行われる（限定された供給で、通常業務は困難）。分館は停止する。
上下水道 トイレ	受水槽及び高架水槽分の水については使用可能である。 トイレは使用できないため、仮設トイレ等を使用する。

PC・OA 機器	損傷が無くG回路で使用できる機器を除き、商用電力供給再開まで使用できない。
通信	<p>電話線の断線による通信断の可能性はある。通信可能な場合は、本庁舎の固定電話は一部回線を除き、発信・着信は制限されないが、被災地域全体の通信制限により、電話がつながりにくくなる。コンセント接続が不要な電話機は、電話線からの電力供給により、商用電力供給停止時も使用が可能。電子メール、携帯メールは遅延になる。</p> <p>ネットワーク回線は電柱倒壊による通信断がある。また通信可能な場合も、一部通信不可や使用の制限がある。</p>
情報システム	<p>パソコンやプリンタが設置場所から落下する。固定されていないサーバは転倒する。</p> <p>落下物により、パソコンやサーバ等に外部破損が発生する。一部機器のハードディスクドライブに障害が発生する。</p>
執務場所	<p>執務室のオフィス什器等の転倒防止対策が十分に行われていない場合や、窓ガラスが飛散する可能性もあることから、発災直後の執務環境の整備が必要になる。</p> <p>電力の復旧及び使用状況により、執務室の確保、調整が必要になる。</p> <p>想定では夕方であるが、勤務時間中に発災した場合には職員が負傷するおそれがある。</p>

1.5 計画の適用範囲

《適用範囲》

岡崎市役所の全組織

《対象業務》

岡崎市役所の実施する**非常時優先業務**及び業務継続に係る災害予防対策

※非常時優先業務は、別冊「非常時優先業務整理表」に定める各課等における優先通常業務及び各チームで実施する業務である。なお、対象期間を災害発生後 1 か月とすることから、非常時優先業務のうち発災から 1 か月以降に実施する業務は対象外とする。

《対象期間》

発災から 1 ヶ月間

※非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足し混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立され则认为されるまでの期間である。この期間は、厳密には被害状況の想定にもよるが、必要資源に関する分析と対策の検討において発災後の必要資源の確保を検討するために、最低でも応急業務が軌道に乗る 1 週間以上、通常業務への移行や地域の重要産業の復旧等も考慮して 1 ヶ月程度まで検討しておくことが望ましい。

出典：「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（R5 内閣府）

1.6 運用体制

業務継続の実現のためには、大規模地震の発生に伴う様々なリスクを想定し、平常時から準備に努めることが必要である。本市では、業務継続力の向上に向けて、岡崎市業務継続計画推進会議を中心とする全庁的な組織体制の下で以下の取組みを進めるものとする。

（１）岡崎市業務継続計画推進会議（岡崎市業務継続計画推進会議設置要綱第 2 条）

BCP に関する方針決定を行うとともに、取り組むべき対策の進捗状況とその効果を定期的に確認し、評価を行う。

（２）ワーキンググループ（岡崎市業務継続計画推進会議設置要綱第 7 条）

特に重要と判断される課題への対応や計画書の改訂の際には、必要に応じて関係部署により構成されるワーキンググループを設置し、十分な協議を行うものとする。なお、平成 24 年度からは、主に人事・庁舎・情報システム等の分野について現資源における課題の精査及び代替手法の検討等を行っている。

1.7 業務継続体制の発動・解除

(1) 発動権限者

業務継続体制の発動権限者は、市災害対策本部長（市長）とする。

なお、市災害対策本部長（市長）に事故があるときは、第2章「2.2 指揮監督権限及び職務代行」に基づく職務代行の順序で発動権限者とする。

(2) 発動要件

大規模地震の発生により災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所に甚大な被害が生じた場合とする。

(3) 解除

市災害対策本部長（市長）は、本市におけるすべての通常業務が再開したとき、または、業務継続体制継続の必要性がないと判断したときは、業務継続体制の解除を宣言する。

ただし、災害対策本部本部員（部長）は、解除が決定される前であっても、非常時優先業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

(4) 業務継続体制の発動及び解除の周知

本市が業務継続体制を発動、または、解除した際は、直ちに災害対策本部本部員（部長）及び関係機関へ報告するとともに、報道等を通じ、市民に広く周知する。

各課は、休止する業務、イベント等の中止、及び、休止業務の再開見込み時期など、市民生活に影響のあるものについて市民への周知を行う。

2 業務継続体制（発災後を想定した基礎的事項）

2.1 職員の配備体制

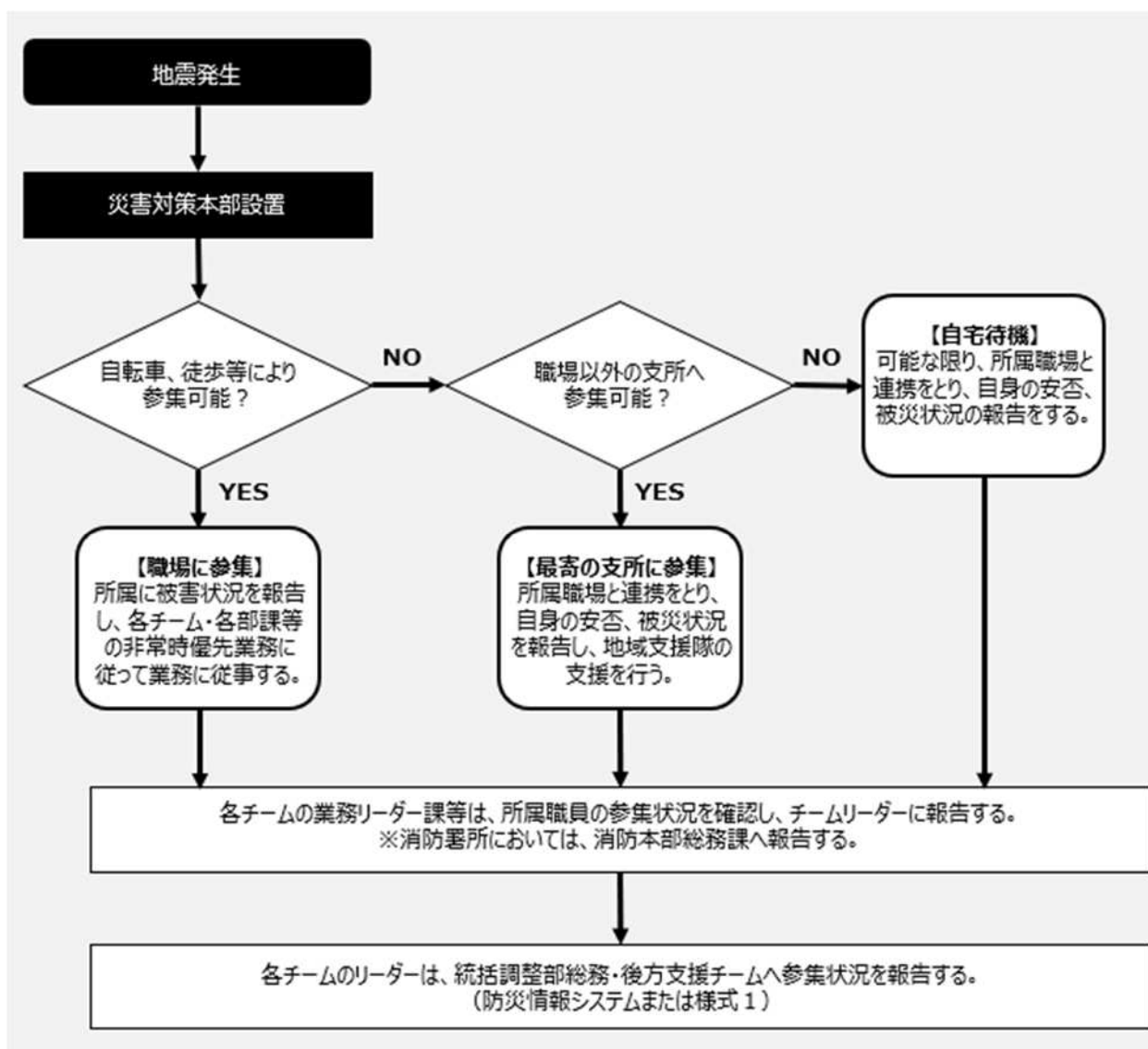
（1）非常配備

BCP では、南海トラフ地震（最大震度 7）の発生を想定しているため、第 3 非常配備体制（全組織をもって災害応急対策を推進する体制）とする。

（2）参集場所と参集方法

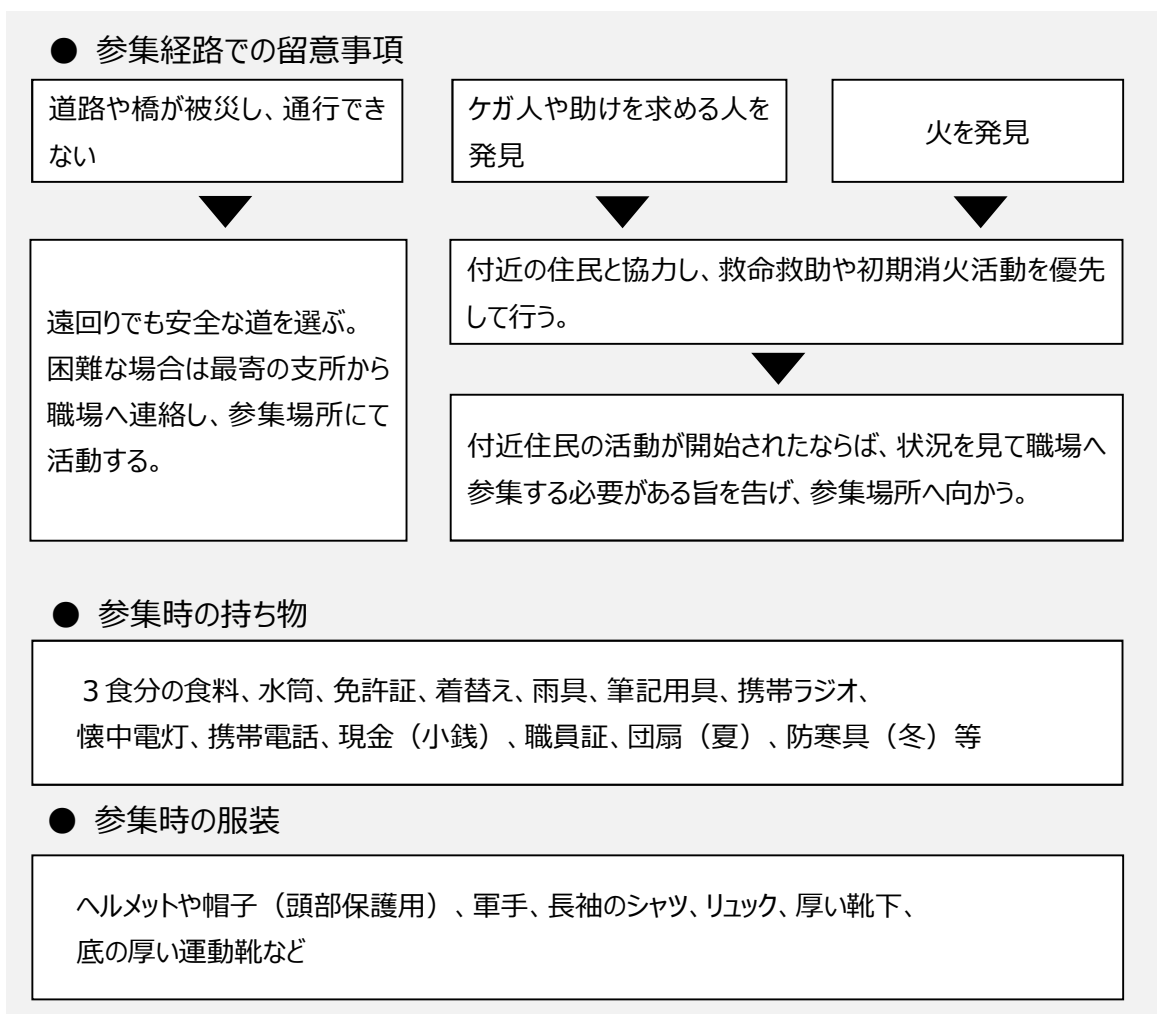
本計画が想定する南海トラフ地震が発生した場合、職員は地域防災計画に基づき直ちに徒歩、自転車又はバイクで非常時優先業務を実施する場所に自主参集する（勤務中の消防職員を除く）。ただし、地域支援員についてはあらかじめ指定されている避難所に参集する。

図 4 地震発生時の職員参集フロー



(3) 参集にあたっての注意事項

職員は参集するにあたって次の事項に注意する。



(4) 安否確認

職員の安否は各課等において行う。（消防署においては、各署所）

その際、災害用伝言ダイヤル（171）を使用するなどして連絡を取り合うことになるため、各課等の長においては普段から連絡体制を確認しておく。

災害用伝言ダイヤル（171）を使用した安否確認方法



そのほか、各課等の長は各携帯電話会社が提供している災害用伝言板サービスも積極的に利用し、所属職員の安否確認を行う。

(5) 参集される人員の想定

《対象職員》

本庁舎に勤務する正規職員(消防職員を除く)を対象とする。ただし、地域支援員は各参集場所が異なるため、対象外とする。

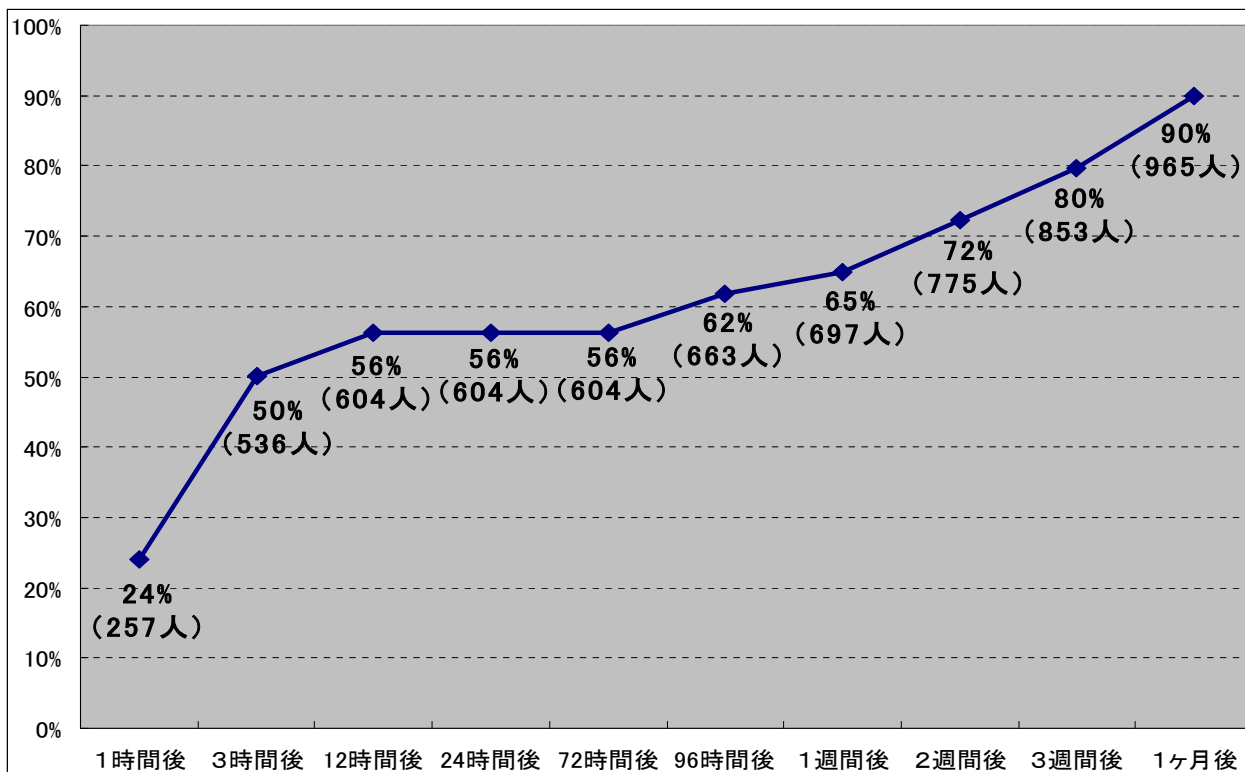
《参集方法の考え方》

- ① 徒歩での参集を前提とし、毎時 4 km/h の速さで参集する。
- ② 自宅から本庁舎までの距離が 20 km を超える職員は、発災後 4 日目以降に、利用可能な公共交通機関にて参集できると想定する。

《参集の想定》

- ① 参集時間は、自宅から本庁舎までの徒歩での参集に要する時間とする。
- ② 地震発生から 1 時間経過した時点では、本庁舎から 4 km 圏内在住の職員の 6 割が参集可能。3 割が救出・救助活動、1 割が本人及び家族の被災のため参集できない。
- ③ 地震発生から 3 時間経過した時点では、本庁舎から 12km 圏内在住の職員の 6 割が参集可能。3 割が救出・救助活動、1 割が本人及び家族の被災のため参集できない。
- ④ 地震発生から 12 時間経過した時点では、本庁舎から 20km 圏内在住の職員の 6 割が参集可能。3 割が救出・救助活動、1 割が本人及び家族の被災のため参集できない。
- ⑤ 本庁舎と自宅の距離が 20km を超える職員については公共交通機関の復旧により参集が可能となるものと想定していることから、地震発生から 3 日が経過した時点での職員の参集状況は④の時点とほぼ変わらないと見込まれる。
- ⑥ 地震発生から 4 日が経過した時点では、本庁舎と自宅の距離が 20km を超える職員の 9 割が公共交通機関の復旧により参集可能となる。1 割は本人及び家族の被災のため参集できない。
- ⑦ 地震発生から 1 ヶ月後の時点では、対象職員の 9 割が参集できるものとする。1 割は本人及び家族の被災のため参集できない。この時点まで、⑥の時点から日数の経過に比例して参集人数が増加していくものとする。

図5 本庁勤務職員(消防職員、地域支援員を除く、全 1072 人 (H25 時点))の参集予測
(平成 25 年 4 月の人事配置に基づく)



(6) 職員の交代・心のケア

災害対応業務への従事期間が長引くほど、職員の心や体のケアが必要になる。

各課等においては、初動を全員体制、その後は1人の職員の勤務が長時間になることがないよう、健康管理を考慮した交替体制をとるものとする。

2.2 指揮監督権限及び職務代行

業務継続体制下においては災害対策基本法第 23 条の 2 第 2 項の規定により、市長が災害対策本部長となり、災害対策本部の事務を総括し、指揮監督を行う。本計画では、災害時に責任者の安否が不明な場合であっても、迅速かつ適切に意思決定するため、あらかじめ以下のとおり事案決定の代行順序を定める。



※1 災害対策本部長（市長）に事故があるときは、岡崎市災害対策本部条例に基づき、災害対策副本部長である副市長が職務を代行する。

なお、災害対策副本部長（副市長）の職務代行の順序は、「岡崎市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則」の順序とする。

※2 災害対策副本部長（副市長）らに事故があるときは、岡崎市災害対策本部要綱に基づき、本部長付である教育長、水道事業及び下水道事業管理者、岡崎市民病院長が職務を代行する。

※3 第 6 順位以降は、「岡崎市長の職務を代理する職員を定める規則」に基づく順序で代行する。

《各所属における留意点》

発災時においても迅速かつ責任を持った業務の遂行を図るため、各課等は課長以上の管理職に事故があった場合にも適切に意思決定が行えるよう、平時から管理職の権限を確認するとともに、岡崎市決裁規程等による代決者を確認しておく。

2.3 災害対策本部室の設置場所及び代替場所

(1) 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室は、市役所東庁舎 2 階大会議室に設置するものとし、状況に応じて東庁舎 1 階防災展示コーナーを使用する。なお、庁舎が被災した場合には、福社会館の会議室、十王公園等に設置する。

(2) 災害対策本部の代替場所

災害対策本部となる本庁舎が被災した場合は、災害対策本部統括調整チームが、市域の被災状況や代替場所となり得る施設の通信連絡機器の稼働状況等の情報を考慮し検討する。代替庁舎が決定した際は、速やかに、各対策部及び関係機関へ連絡、周知を行う。

3 資源

3.1 本庁舎

○被害想定

本庁舎は耐震性を有しているため、継続して使用可能

○現状

本庁舎は耐震性を有しており、津波による被害もないものと考えことから、継続して使用可能と考える。ただし万が一を想定し、本庁舎全体が機能喪失した場合も考慮する。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
本庁舎の機能喪失	代替場所の確保
発災後の本庁舎安全確認	応急危険度判定の実施
本庁舎入室後の安全確認	各執務室における安全確認方法の確立

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
代替場所の確保	【完成】十王公園に備蓄済みのテントを張り、対応する。(災害対策本部)	【着手済】岡崎中央総合公園を代替施設とする。
応急危険度判定の実施	【着手済】応急危険度判定士を増員する。(防災課・都市基盤部)	/
各執務室内の安全確認方法の確立	【着手済】各課等で使用する執務室安全確認シートを作成する。(庁舎車両管理課)	

○発災時の対応手順

①施設管理者と応急危険度判定士が庁舎の被災状況の確認を行う。(勤務時間中に発災した場合は、第一に本庁舎内にいる職員及び来庁者を退出させる。)
②本庁舎が全壊のときは、速やかに十王公園にテントを張り、災害対策本部機能を確保する。
③本庁舎内に一部損壊等があるときは、施設管理者が立ち入り禁止区域を設定し、その旨を表示するとともに、災害対策本部総務・後方支援チームへ状況を報告をする。
④施設管理者は、本庁舎の被災状況及び本庁舎利用上の注意点について、災害対策本部総務・後方支援チームに報告する。両者はそれを職員へ周知する。
⑤本庁舎に職員を入室させ、各課等で非常時優先業務を実施する。
⑥各課等は、「地震発生時 執務室チェックシート」で点検し、執務室内に異常があったときは速やかに施設管理者へ報告する。(口頭または「地震発生時 執務室チェックシート」を提出する)

3.2 庁舎設備

(1) エレベーター・エスカレーター

○被害想定

エレベーター・エスカレーターは一時的に使用不可

○現状

本庁舎に設置してあるエレベーター・エスカレーターは、停電により一時的に使用できなくなる。そのため、エレベーターの閉じ込め事故が発生する可能性がある。自家発電装置が稼動し電力が復旧したとしても、エレベーター・エスカレーターは運転しない。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
エレベーター・エスカレーターの安全確認	点検業者が安全確認を行う体制の確立

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
点検業者が安全確認を行う体制の確立	【完成】点検業者への業務委託仕様書にて対応する。(庁舎車両管理課)	/

○発災時の対応手順

①施設管理者は、エレベーター・エスカレーターの状況及び閉じ込められている者がいないかを確認する。
②閉じ込められている者がいた場合は、点検業者と連絡を取り合い、速やかな救助活動を行う。(職員であった場合は、その所属する課等へ連絡する。)
③施設管理者は、運転休止中のエレベーター・エスカレーターの前にその旨を表示するとともに、立ち入り禁止措置を行う。
④施設管理者は、点検業者による安全確認を行う。
⑤安全確認後も、余震が落ち着くまでは、エレベーター・エスカレーターは復旧させない。その間、職員は階段を利用する。

(2) 空調・照明設備

○被害想定

空調・照明設備は、一時的に使用不可

○現状等

本庁舎に設置してある空調・照明設備は、一時的に使用できなくなる。自家発電装置が稼働して電力が復旧した場合も、商用電力が復旧するまでは、一部を除き空調は稼働させない。照明は自家発電装置が稼働した場合、最小限の照明を点灯させる。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
空調の停止	ガス及び水を必要とし、稼動には業者による点検が必要 職員の体調管理（夏：熱中症、冬：寒さ）、システム維持
照明の制限	電力会社との連携体制の確保 時間外勤務（特に夜間時）の執務が困難

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
設備点検の実施	【完成】ガス業者（防災課）と協定を締結し、空調設備業者（庁舎車両管理課）とは設備総合保守管理業務仕様書にて対応する。	/
職員の体調管理	【完成】職員へ水筒、団扇、防寒具等を持参するよう周知する。（防災課）	/
電力会社との連携体制の確保	【完成】電力会社と協定を締結する。（防災課）	/
執務に必要な照明の確保	【完成】職員へ懐中電灯、ランタン等を持参するよう周知する。（防災課）	/

○発災時の対応手順

①施設管理者は、空調・照明設備の状況を災害対策本部に報告する。
②施設管理者は、自家発電装置により本庁舎内の最小限の照明を点灯させる。
③施設管理者は、空調点検業者による点検を行い、使用の安全性を確認する。その後、商用電力及びガス供給が復旧した場合は必要に応じて空調を稼働させる。

3.3 電力及び燃料の確保

停電が発生した際は、市役所に設置の自家発電装置によって電力を確保する。

○被害想定

発災後 72 時間は商用電力供給停止

○現状

地域防災計画上、本庁舎は中央防災拠点として位置づけている。その拠点機能を果たすため、電力の供給は必要不可欠なものであることから、自家発電装置を整備している。

【岡崎市役所本庁舎における自家発電装置の状況】

項目	東庁舎	西庁舎及び西庁舎南棟	福社会館	消防本部
発電量 (kV A)	500	420(西)・500(南)	200	200
持続時間	76	27	2	100
燃料	A重油	A重油	軽油	A重油

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
自家発電装置	燃料の継続確保、輸送方法の確立。本庁舎各施設により、持続時間が異なる（分館は自家発電装置なし）
室内の環境確保	商用電力が復旧するまでは、特に節電

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
電力確保	【完成】停電の優先的な復旧等について、電力会社に要請した。（防災課）	【着手済】災害時の燃料補給体制を強化する。（防災課）
	【完成】石油協同組合と応援協定を締結した。（防災課）	
	【完成】自家発電装置の能力が十分でない庁舎の課等は、東庁舎の一部を利用する（仮執務室）態勢を整える。（庁舎車両管理課）	【未着手】西庁舎南棟の自家発電装置の強化を図る。（防災課・庁舎車両管理課）
	【着手済】各課等と協力し、災害時に使用するOA機器をG回路につなぎ、災害時においてG回路が区分できるように予め表示する。（庁舎車両管理課）	

○発災時の対応手順

- | |
|---|
| ①災害対策本部統括調整チームは、電力復旧状況について電力会社と連絡を密にし、確認内容を災害対策本部各チームへ情報共有する。 |
| ②施設管理者は、電力が復旧しない間、自家発電装置の稼働状況を確認し、協定締結組合と連携を密にし、燃料補給体制を確保する。 |
| ③施設管理者は、自家発電装置の負担を軽減させるため、本庁舎内の節電に努めるよう職員に周知する。 |

3.4 飲料水・食料等の確保

業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する必要がある。

○被害想定

上水道は発災後 1 週間程度使用不可、職員用食料は 2 日程度で消費

○現状

1 週間程度、外部からの給水がないものと想定する。ただし容量 100 m³の飲料水兼用耐震貯水槽が東庁舎敷地内に整備してある。職員に対し、参集時には 3 食分の食料を持参するよう周知している。

【東庁舎に整備されている地下水槽・屋上貯水槽】

種別	規格
飲用受水	S U S 製耐震型水槽 水平震度 1.5 G 感震装置付緊急遮断弁 50 A × 2 災害時採水給水栓 × 2 2 槽式 有効 15 m ³
雑用受水槽	2 槽式 有効 60 m ³
耐震貯水槽	有効 100 m ³
飲用高置水槽	S U S 製耐震型水槽 水平震度 2.0 G 感震装置付緊急遮断弁 80 A × 2 災害時採水給水栓 × 2 2 槽式 有効 4 m ³
雑用高置水槽	S U S 製耐震型水槽 水平震度 2.0 G 感震装置付緊急遮断弁 80 A × 2 災害時採水給水栓 × 2 2 槽式 有効 8 m ³
排水槽	汚水槽 10 m ³ 雑排水槽 10 m ³ + 5 m ³ 雨水排水槽 10 m ³

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
水の確保	水道管の破損への対応、貯水槽の使用
食料の確保	備蓄・供給体制の強化

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
水道管の破損	<p>【着手済】飲料水用兼用耐震貯水槽の使用についてのマニュアル作成及び器材の確認をする。(施設管理者)</p> <p>【未着手】給水管の被災状況確認や被災した際の対応マニュアルを作成する。(施設管理者)</p>	
備蓄・供給体制の強化	<p>【完成】参集時に3食分の食料及び水筒を持参する旨を職員へ周知する。(防災課)</p>	

○発災時の対応手順

①施設管理者は上下水道確保チームと協力して庁舎内を点検し、把握した状況を災害対策本部総務・後方支援チームへ報告する
②統括調整チーム及び上下水道確保チームは、職員に節水を促し、必要に応じて応急給水を行って本庁舎内の飲料水を確保する。

3.5 通信連絡手段の確保

災害時は、市内部（災害対策本部、統括調整部、地域対策部、応急対策部等）及び防災関係機関等との確実な通信連絡体制の確保が非常に重要であり、被災状況に応じて、適切な連絡通信手段で行う必要がある。

○被害想定

外線（固定電話・携帯電話）は、発災後 1 週間輻輳

○現状

本市の情報受伝達体制は、主として固定電話や携帯電話（輻輳の影響を受けない災害時優先電話を含む）を活用することとしている。

固定電話は、自家発電装置が稼動した場合は電力供給が行われるため使用可能である。（福祉会館の内線電話についても、東庁舎の交換機から配線されているため、発災 2 時間後以降も利用可能である。）

ただし、外線については 1 週間輻輳するため、かかりにくくなる。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
構内電話交換機	庁舎内に設置してある構内電話交換機が転倒すると利用できない
電話数	災害時優先電話及び停電時使用可能な非常回線の数に限りがある。

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
電話機能確保	【完成】本庁舎内の構内電話交換機の転倒防止策を実施した。（庁舎車両管理課）	【着手済】衛星電話の導入を促進する。（防災課）
	【完成】各課等はクローバーフォンを使用する。	【着手済】E-mail や SNS などのツールを活用する。（広報課・防災課）

○発災時の対応手順

①各課等は、電話機が使用可能かどうかを確認し、異常がある場合は施設管理者に報告する。
②施設管理者は、電話回線に異常がある場合は災害対策本部総務・後方支援チームに報告し、点検業者等と協力して復旧にあたる。

3.6 ICT の常時対策及び復旧

情報システムやネットワークなどの情報通信技術（ICT）は、地方公共団体の業務遂行に欠かせないものになっており、災害時においても ICT の復旧作業が、業務継続の是非を左右する。東日本大震災時には、ICT が壊滅的被害を受け、行政機能の低下や重要データの喪失など、市民生活に大きな影響を及ぼした自治体が数多くあった。

○被害想定

情報システムは商用電力供給停止や機器障害等により発災後一定期間使用不可

○現状

西庁舎南棟には庁内イントラネットの核となるネットワーク機器やデータ連携基盤、多くのサーバ等機器が設置されているが、西庁舎南棟の自家発電装置による電力供給時間が 27 時間と短時間であるため、商用電力の復旧又は自家発電装置の燃料補給が見込まれない場合、第一にデータ保全を考慮し安全に機器を停止する必要がある。よって、電力の安定供給が見込まれるまで多くの情報システムは使用できない。

西庁舎南棟マシン室に設置されたネットワーク機器やサーバ等機器は固定されているが、地震の揺れによりハードウェア障害が発生する可能性がある。

各課等に設置されたサーバ等機器やパソコン・プリンタ等の端末機器は、そのほとんどが固定されていないため落下や転倒などで破損、ケーブル障害等によりネットワーク通信が停止する可能性がある。

さらに、各情報システムはその形態や管理方法が異なっており、システムの運用保守は業者に依存していることが多い。発災時はシステムの運用保守業者の対応が通常より遅れることや、他の非常時優先業務への従事によるシステム復旧に対応する職員の不足が想定され、多くの情報システムの復旧が遅延する可能性がある。

以上のことから、情報システム課では非常時優先業務を遂行するために必要な情報システムを最善に復旧させるための行動計画「主要情報システムに係る業務継続計画（IT-BCP）」を策定（平成 26 年 2 月策定）しており、さらに主要な情報システムを外部の安全なデータセンターへ移管する、いわゆるクラウドシステムへの再構築等の災害対策を概ね講じて終えている。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
情報システムの停止	情報システムに代替する手法等の確立
	各課等のサーバ、端末機器等の転倒・落下防止
ネットワークの停止	冗長性のあるネットワーク構築
復旧対応の遅延	業者の対応遅延防止

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
情報システムに代替する手法等の確立	【着手済】各情報システム停止時における業務の代替運用の確認及び非常時の対応を記載したマニュアルを作成する。(情報システム課・各情報システム所管課)	【着手済】各情報システムを、より安全な場所へ移管する。(情報システム課・各情報システム所管課)
サーバ、端末機器等の転倒・落下防止	【完成】オフィス什器の設置方法に関する規準を作成する。(「5.2.6 執務環境」のオフィス什器に関連) (庁舎車両管理課)	【着手済】転倒・落下防止措置を実施する。(防災課・庁舎車両管理課)
冗長性のあるネットワーク構築	【未着手】仮設ネットワーク構築計画を作成する。(「5.2.3 電力」の仮執務室に関連) (情報システム課・庁舎車両管理課)	【未着手】次期更新時に災害を考慮したネットワークを構築する。(情報システム課)
業者の対応遅延防止		【未着手】リース業者、システム運用保守業者及び通信事業者等の現行保守契約内容の確認及び協議を行う。(情報システム課)

○発災時の対応手順

①各課等は、各所管システムの被害状況を確認し、正常・異常等の状況を情報システム課へ報告する。
②情報システム課は、IT-BCPに基づき、非常時優先業務を遂行するための復旧にあたる。
③各課等は、システムを使用した非常時優先業務の実施について、システムが復旧するまでの間は紙台帳等を用いた代替運用を行う。

3.7 執務環境

○被害想定

オフィス什器転倒やガラス飛散による職員への二次被害のおそれ

○現状

執務室については、各課等に対応を任せている。ガラス飛散防止について、東庁舎の窓ガラスには必要箇所に飛散防止フィルムが貼付施行済みである。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
オフィス什器転倒による職員への危害	転倒防止策の推進

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
転倒防止策の推進	【完成】オフィス什器の設置方法に関する規準を作成する。(庁舎車両管理課)	【着手済】バンド・ジェルマット等を購入し、各執務室にて固定を行っている。(庁舎車両管理課)

○発災時の対応手順

各課等は、「地震発生時 執務室チェックシート」で執務室の状況を確認し、異常がある場合は施設管理者へ報告する。(口頭または「地震発生時 執務室チェックシート」を提出)

3.8 トイレ

○被害想定

トイレは、発災後 1 週間使用不可

○現状

発災直後は、漏水による二次災害防止のため、給排水管の安全確認ができるまでは下水道の使用ができない。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
トイレの使用	地下タンクを利用した自然流下措置
	下水道管の破損

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
地下タンクの 利用	【完成】十王公園に下水対応トイレを設置する。	【着手済】本庁舎勤務職員用のトイレパックを確保する。(防災課)
下水道管の 破損	【未着手】排水管の被災状況確認や被災した際の対応マニュアルを作成する。(施設管理者)	/

○発災時の対応手順

①施設管理者は上下水道局と協力して庁舎内を点検し、把握した状況を災害対策本部へ報告する。
②施設管理者は、本庁舎内の使用可能トイレを限定し（職員用及び市民用）、下水道管理者は、必要に応じて関係部課等と協力して十王公園に下水対応トイレを設置する。

3.9 生活用品・消耗品等

○現状

必要とされる生活用品について具体的な検討及び備蓄がない。また、コピー機やプリンタのメーカー、管理方法等は各課等によって異なる。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
生活用品	現在、職員の長期滞在に対する生活用品がない。
消耗品	プリンタ、コピー機やトナー等の消耗品は、メーカーが統一されておらず、各課等の保有状況も把握していない。

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
生活用品の確保		【着手済】職員用の生活用品（寝具等）を確保する。（防災課）
消耗品の確保	【完了】通常使用するO A 機器を統一し、消耗品の定量確保（概ね1か月分）を行った。（情報システム課） 【着手済】継続的に消耗品が供給できるようメーカー販売所に消耗品の定量確保を図る。（常時のストック量が1か月以上）	

○発災時の対応手順

①各課等は、予め決めたO A 機器に表示をし、職員にその機種のみを使用を促す。
②各課等は、O A 機器の消耗品について、継続的に供給されるよう注視する。

3.10 会議室・資材置き場等

○現状

会議室等の利用に関する割当調整は、通常時、庁内イントラネット機能を利用して行っている。災害時は、その機能の停止や、物資保管等による空き部屋の需要が増えることから、調整が困難になると想定される。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
会議室	非常時の会議室等の利用に関する事前割当案の作成
	庁内イントラネット機能停止時の会議室等の割当方法の確立

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
会議室等 割当・調整	【着手済】防災課、情報システム課、庁舎車両管理課及び消防本部は、あらかじめ本庁舎内の執務室利用について、区分をしておく。	
	【完成】紙で予約表を作成し、管理する。各会議室前にも紙を掲示する。（庁舎車両管理課）	

○発災時の対応手順

①各課等は、あらかじめ決められた場所にて非常時優先業務、休憩等を行う。
②会議室等の利用予約は、施設管理者へ申請する。

3.11 車両

○現状

車両の利用予約は、通常時は庁内イントラネット機能を利用して行っている。災害時は車両の需要が増加すると想定される。

○課題及び対策

【課題】

事象	課題
車両の確保	災害時には、現在保有している公用車が不足する。
	災害時には、ガソリン等、燃料が不足する。
	庁内イントラが使用できないとき、車両の予約ができない。

【対策】

課題	短期対応策	長期対応策
割当・調整方法	【完成】紙で予約表を作成し、車両を管理（庁舎車両管理課）	
車両の確保	【着手済】トラック協会やバス協会等と協定を締結するなどして、車両の確保を図る。（庁舎車両管理課）	
	【着手済】自転車の確保を図る。（庁舎車両管理課）	
燃料対策	【完成】公用車のガソリンを常に半分以上に保つ。（庁舎車両管理課）	【着手済】災害時にも使用でき、ガソリンの使用量が少ないハイブリッド車の購入を促進（庁舎車両管理課）

○発災時の対応手順

①各課等は、本当に車両が必要な業務を絞り込む
②車両の利用予約は、車両管理者へ申請する。

4 ボトルネックの解消

4.1 ボトルネック対応の留意点

ボトルネックへの対応については、予算確保を伴う項目も存在する。

○留意点

資源ごとに管理者が異なり、資源の相関を無視すると二重投資につながる。

災害対策は財政が厳しい状況の中でも優先的に実施すべきものだが、共通のボトルネック対応策について各課等ごとで予算要求をしては、もれなく実施することが困難である。

4.2 ボトルネック対応策

本市では、次のフローのとおり本庁舎におけるボトルネックを解消する。

①各課等において非常時優先業務及びボトルネックを洗い出す。

②ワーキンググループで本庁舎全体の状況を把握し、各課共通のボトルネックを洗い出す。

③ボトルネックの抽出・優先的に解消すべきボトルネックを決定する。

④事業選定・予算要求を行う。

⑤岡崎市総合計画へも可能な限り反映し、予算編成を行う。

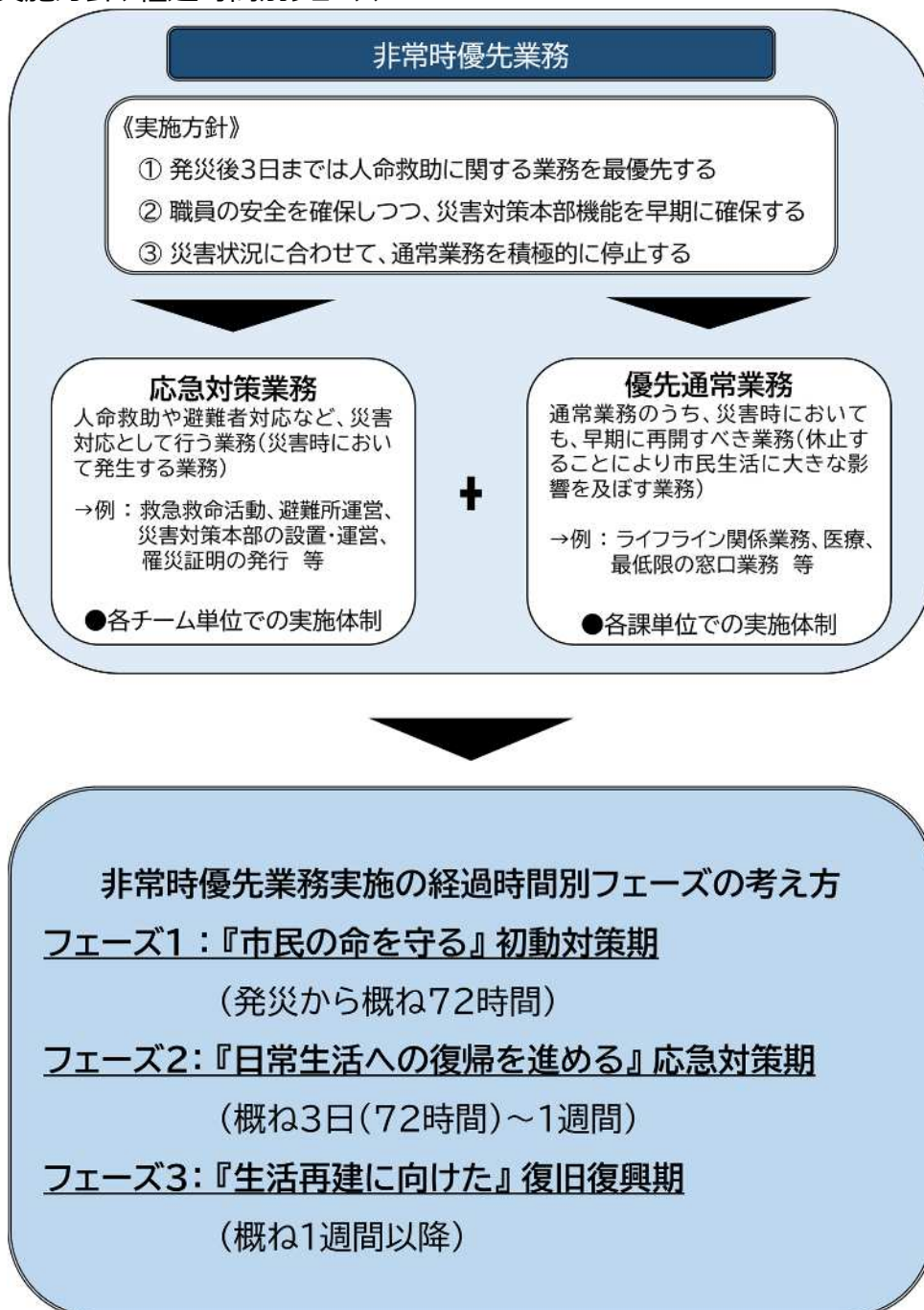
5 非常時優先業務（本市が実施する応急対策業務、優先通常業務）

5.1 非常時優先業務の考え方

(1) 定義

非常時優先業務とは、計画期間の1ヶ月間に優先的に実施すべき業務で、応急対策及び復旧・復興業務（応急対策業務）と業務の継続が必要な通常業務（優先通常業務）とした。

(2) 実施方針、経過時間別フェーズ



(3) 選定方法

○応急対策業務

岡崎市災害対策本部体制各チームにおいて概ね1ヶ月以内を実施する業務を応急対策業務とし、非常時優先業務整理表に業務着手時期、必要人数とともにまとめた。

(別冊「非常時優先業務整理表」)

○優先通常業務

庁内各課等の通常業務のうち、大規模な被害を受けた状況にあっても、特に早期(1ヶ月以内)にサービスを開始する必要がある業務を優先通常業務とし、非常時優先業務整理表に業務回復時期、必要人数とともにまとめた。

(別冊「非常時優先業務整理表」)

表1 非常時優先業務実施のフェーズの考え方

フェーズ1	『市民の命を守る』初動対策期（発災から概ね 72 時間）
<p>災害救助においては、発災後 72 時間を経過すると生存者救出の可能性が著しく低下する。初動対策期においては、市民の生命を最優先で守るための初動体制の確立と、救急救命活動を迅速に行う。また、避難所開設や食料・水の配給など、市民の生命、安全確保に努める。</p>	
<p>【実施する主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の構築（職員参集、対策本部の設置、被害状況把握、応援要請等） ・救急救命活動、医療体制の構築 ・避難所開設及び避難生活の支援 ・ライフライン機能維持及び復旧業務の開始（上下水道、ごみ処理等） ・市民生活の混乱を防ぐための最低限の窓口業務の一部再開 	
フェーズ2	『日常生活への復帰を進める』応急対策期（概ね 3 日（72 時間）～ 1 週間）
<p>『市民の命を守る』初動対策期を経たこのフェーズでは、二次災害の防止措置や避難生活への支援を拡大し、被災者が日常の生活へ復帰できる足掛かりとなる業務を開始する。被害に対する応急対策を進め、各種インフラの復旧に取り掛かるとともに、被災者が速やかに避難所生活から通常生活へ復帰できる環境づくりを進め、市役所の通常業務についても、必要性・緊急性の高いものから順次再開する。</p>	
<p>【実施する主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の防止 ・避難生活への支援充実 ・市民相談窓口の設置、被災証明の発行 ・道路等のインフラにおける応急復旧作業の開始 ・市役所通常業務の一部再開及び本格復旧の準備 	
フェーズ3	『生活再建に向けた』復旧復興期（概ね 1 週間以降）
<p>各種インフラの復旧が進み、他自治体や関係機関等からの大規模な職員派遣応援を得られる状況となり、被災者支援も応急段階から生活再建支援を含めた広範な支援段階へ移行する。通常業務も重要度の高いものから再開し、市民サービスの提供水準も徐々に発災前に近づけていく。しかし、発災から一定期間が経過したこの時期は、被災者支援業務が大幅に拡大する傾向があるため、重要性の低い通常業務については、なお積極的に実施を遅らせる。</p>	
<p>【実施する主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民・企業の生活再建支援・融資業務等の開始 ・建設型応急仮設住宅の建設開始 ・賃貸型応急仮設住宅の入居開始 ・市役所通常業務の再開範囲拡大（重要度の高いもの） 	

表2 発災経過時間ごとの業務開始時期の目安

経過時間	応急対策業務	優先通常業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・救急救助活動の開始 ・避難所の開設 ・被災状況の把握、市民への広報 ・医療救護活動の開始 ・職員の安否確認、参集状況の把握 ・防災関係機関との連絡調整 ・道路啓開作業の開始 ・重要業務システム（庁内情報ネットワーク等）復旧作業の開始 	<p>※不要不急な通常業務は一旦休止とし、応急対策を優先する。</p> <p>※被災の程度、市民生活への影響、人員体制、執務環境等を考慮のうえ、可能な場合は前倒しで実施する。</p>
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活支援開始 ・応急給水の開始 ・備蓄食料・物資等の運搬、配布 ・広域応援要請 ・協定団体への応援要請 ・災害ボランティア団体との調整 	
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の応急危険度判定 ・遺体安置、移送、埋火葬 ・災害ボランティア活動の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命・安全確保に関する業務（医療対策、健康支援） ・市民病院管理運営の継続 ・所管施設の安全管理
72時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の開設 ・道路・公園施設の仮復旧 ・土砂災害危険区域の応急復旧 ・仮設トイレの設置 ・下水道復旧工事の開始 ・災害廃棄物仮置場設置 ・災害ごみの収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票・戸籍等その他市民の公証交付関係、福祉関係業務等の最低限必要な窓口業務の一部再開 ・家庭ごみ・し尿の収集再開 ・埋火葬手続きの再開

日常生活への復帰
フェーズ2

生活再建
フェーズ3

<p>3日(72時間)以降 ～ 1週間以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・二次災害の防止措置 ・市民相談窓口の設置 ・罹災証明書の発行 ・心のケア対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉に関する重要業務（児童母子、妊婦、高齢者、障がい者等の生活支援等）の再開 ・学校教育の再開検討 ・中央卸売市場の機能回復 ・住民バス等の運行
<p>1週間以降 ～ 1ヶ月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法等の適用申請事務 ・市民の生活再建支援業務の開始 ・企業への災害融資関連業務の開始 ・建設型応急仮設住宅の建設開始 ・賃貸型応急仮設住宅の入居開始 ・災害見舞金、義援金の配布事務の開始 	<p>(通常業務の再開範囲拡大)</p>

6 業務継続計画の維持管理

6.1 「岡崎市業務継続計画推進会議」の設置

全庁の体制として「岡崎市業務継続計画推進会議」を設置し、平常時からボトルネック解消状況や研修・訓練の実施状況等の進行管理を行い、職員へ計画の定着、ボトルネック対応策の具体化及び実情に即した実効性の高い計画への改善を図っていく。

※参考資料「岡崎市業務継続計画推進会議設置要綱」

6.2 訓練・研修の実施

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解できるようにするため、訓練・研修を通して職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

本市の危機管理体制の一層の充実を図るため、Plan（計画の策定）、Do（訓練・研修の実施）、Check（検証）、Action（計画の見直し）といった PDCA サイクルに基づく継続的改善を推進する。



また、訓練・研修で理解すべき主な点は、次のとおりとする。

①災害時の初動手順が理解でき、実際に非常時優先業務が行えるかを確認する。
②目標時間内に非常時優先業務に着手できるかを確認する。
③代替対応策による非常時優先業務の遂行の可否を確認する。

【研修の例示】

教育・訓練に係る実施計画の例 教育・訓練等の種類	内容	対象
避難消防訓練	避難訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（初期消火、通報）を実施 できるだけ消防署の指導を受ける	全職員
参集訓練	防災訓練を実施する日の朝に、徒歩等による参集訓練を実施 避難消防訓練の際に併せて実施	全職員

安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、各職員は安否情報を連絡し、人事課が集約・報告 避難消防訓練の際に併せて実施	全職員
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認	通信担当者・連絡先確認者
非常用発電機の立上げ訓練	自家発電装置を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認	庁舎車両管理課
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認	情報システム課ほか
資源の確認	計画発動時に使用する資機材・食料等の状況確認	資源管理の担当者
幹部職員層を対象とした研修	非常時に実施するべきことの習熟	管理職員
代替施設の利用に関する訓練	代替施設への移転・利用訓練	非常時優先業務実施職員
他組織との連携訓練	他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練 代替施設での他組織との通信の確認も含む	他組織と連携する業務に係る職員
他の地方公共団体が被災した場合の応援要員の派遣	他の地方公共団体が被災した場合に、応援要員を派遣（実際の経験を通して対応の考え方や方法等を学ぶ）	受入先との調整に基づき適任者を派遣

6.3 業務継続計画の更新

岡崎市業務継続計画をレベルアップさせ、より実効性を伴うものにしていくため、訓練によって得られた新たな課題や予防対策の取組状況等を反映し、継続的に見直していく必要がある。選定された非常時優先業務は、毎年度、見直しを行い、その結果を業務継続計画及び各チームマニュアル、非常時優先業務整理表へ反映させることとする。

そのため、岡崎市業務継続計画の改訂・見直しは定期的に行うこととし、岡崎市地域防災計画や岡崎市防災基本条例との整合性を図りながら、改訂・見直しを行っていく。

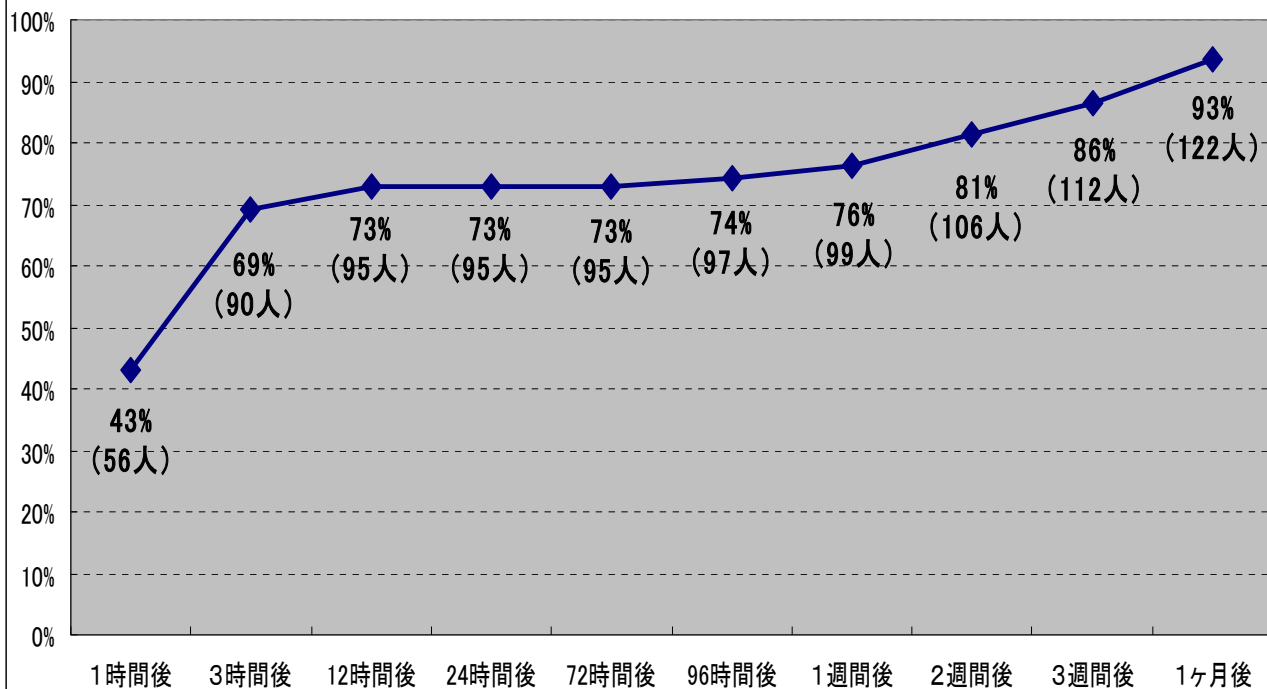
資料

1 消防本部及び各署所関連資料

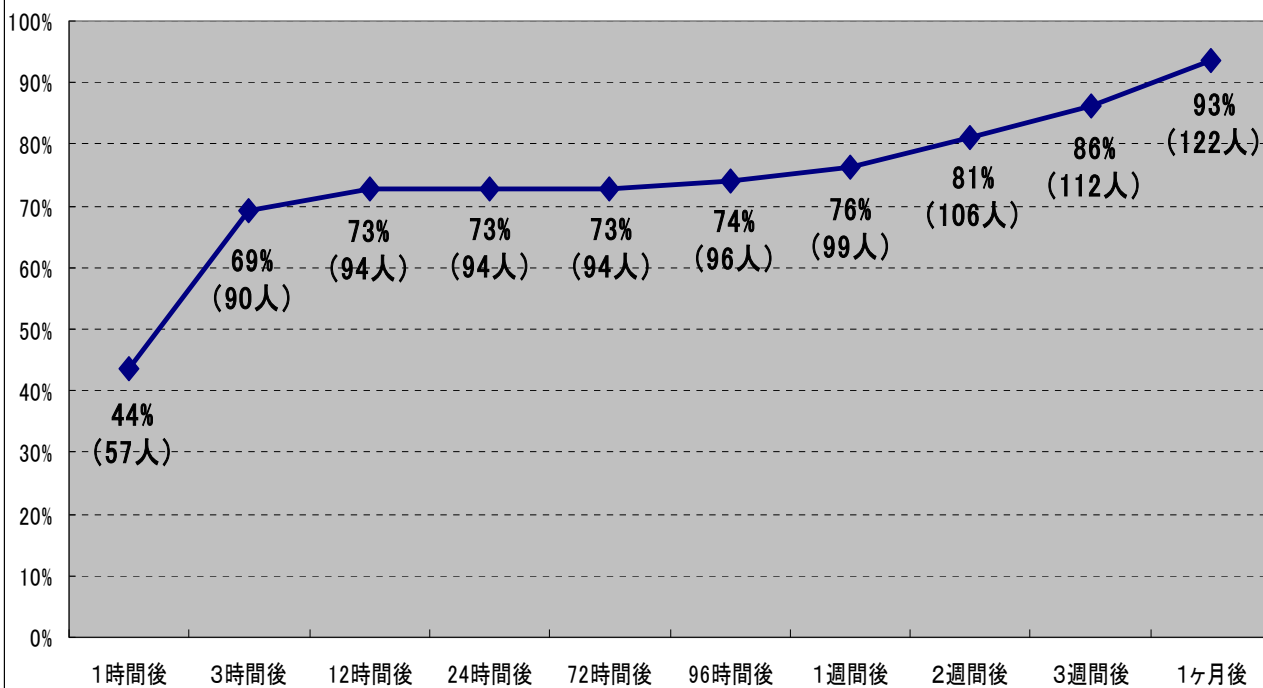
【消防本部・中消防署本署の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は、可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置（200KVA）から100時間程度の電力の供給が可能であり、サービスタンク（490L）以外に重油の地下タンク（4,900L）があるため、さらに燃料の供給が可能である。
上下水道 トイレ	受水槽（15.0m ³ ）、高架水槽（3.0m ³ ）が設置されているため、飲料水等として使用が可能である。（職員3日分使用可） 地下貯留槽（1,300m ³ ）の水を消火用水として使用が可能である。 トイレ（下水道）について、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（200KVA）から100時間の電力の供給が可能であり、サービスタンク（490L）以外に重油の地下タンク（4,900L）があるため、さらに燃料の供給が可能であるため大幅に使用可能である。
通信	指令回線、庁内LAN、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になる場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の消防本部及び中消防署本署所属職員(全130人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の消防本部及び中消防署本署所属職員(全130人)の参集想定

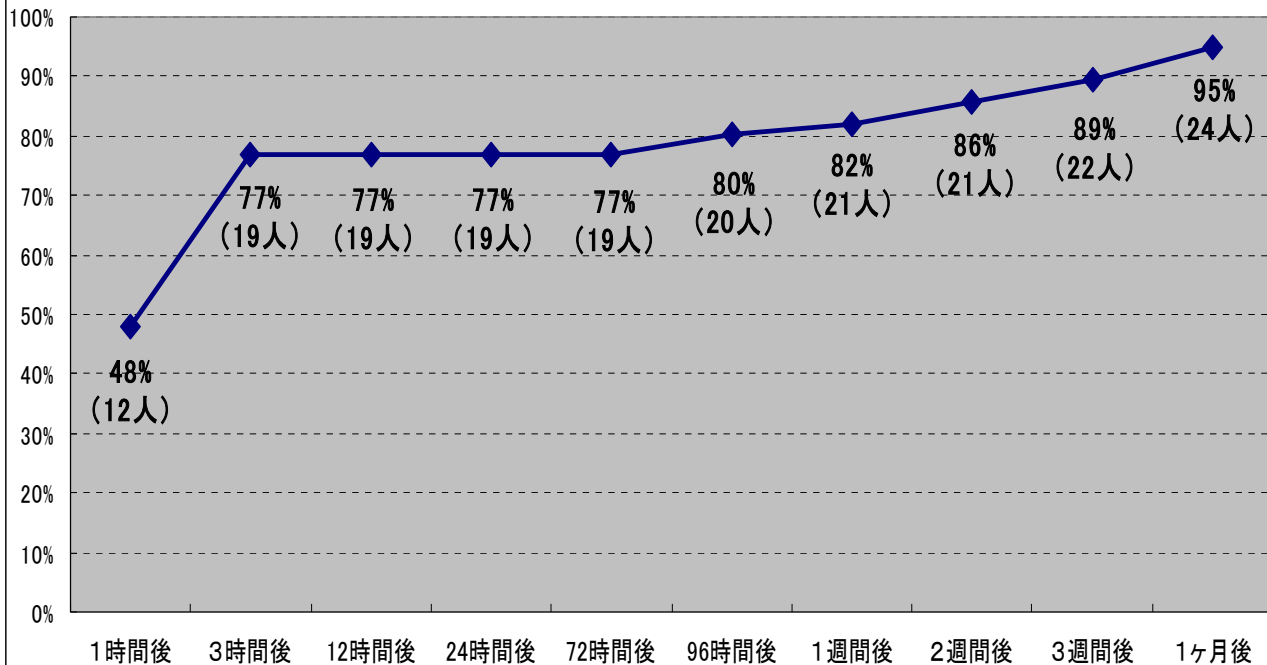


※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

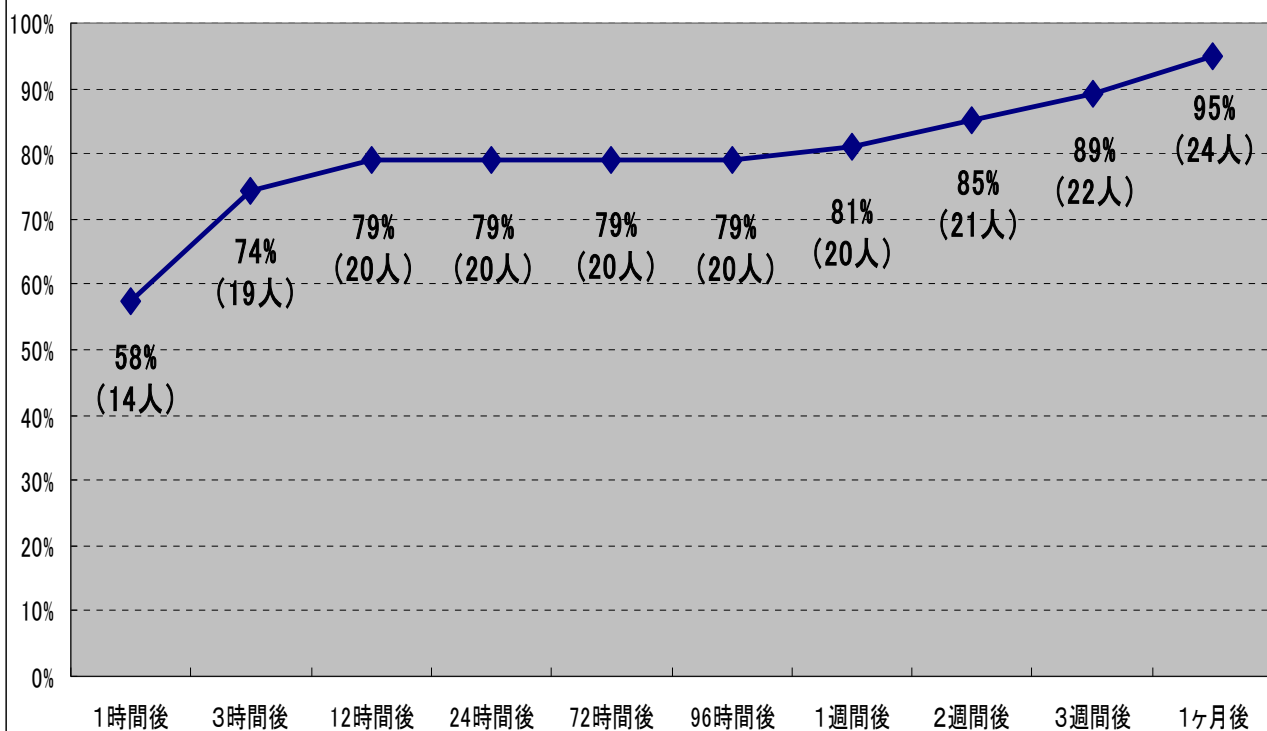
【中消防署北分署の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置（9.9KVA）から16時間程度の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
下水道 トイレ	トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（9.9KVA）から16時間の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
通信	指令回線、庁内LAN、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になったりする場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の中消防署北分署所属職員(全25人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の中消防署北分署所属職員(全25人)の参集想定

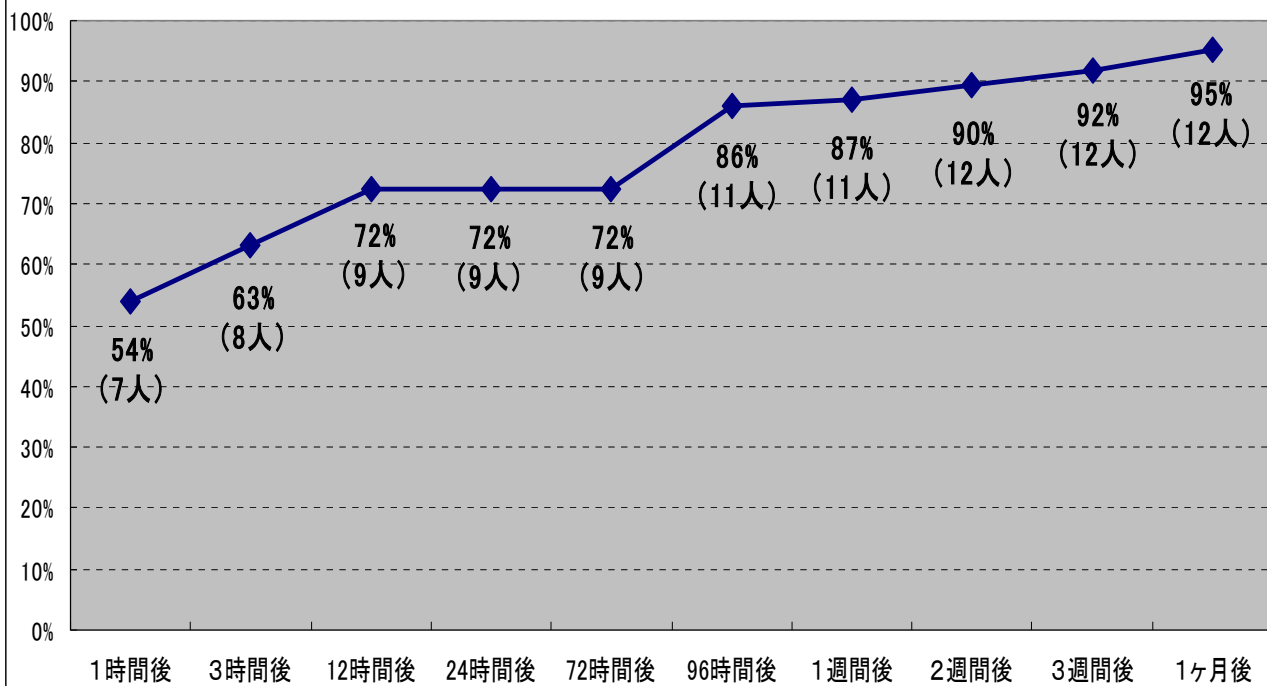


※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

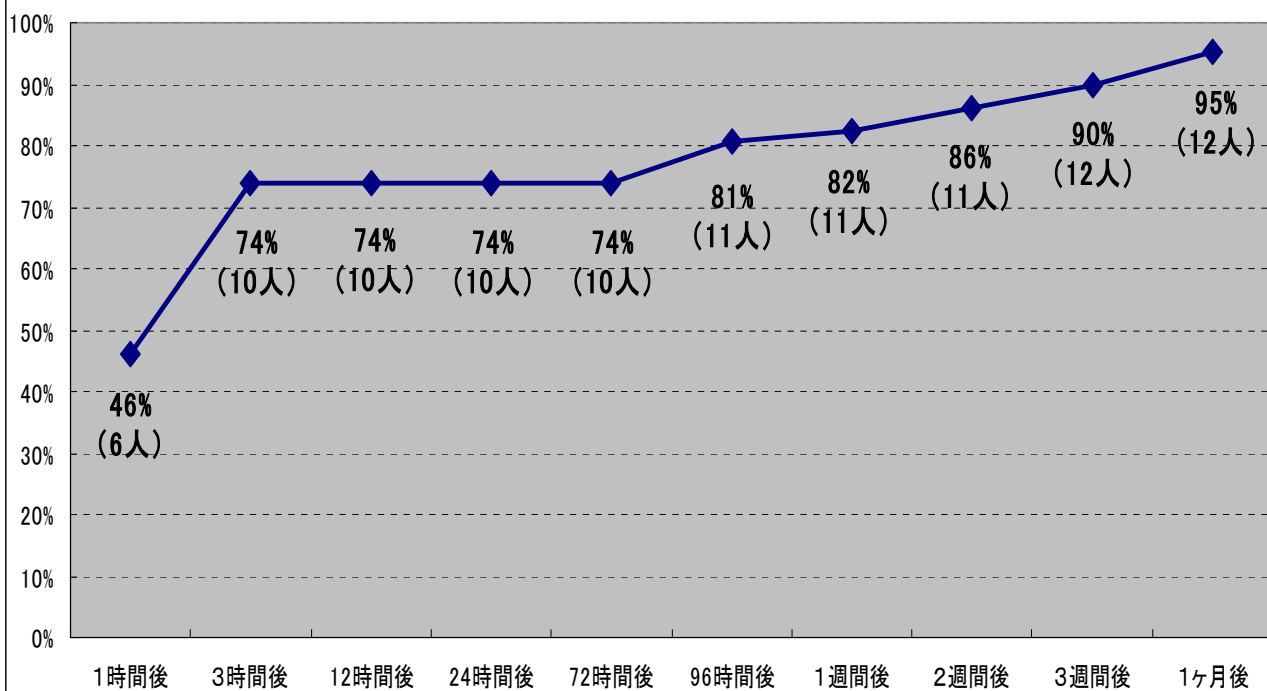
【中消防署花園出張所の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、非常用発電設備（12KVA）から24時間程度の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。
下水道 トイレ	トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（12KVA）から24時間の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。
通信	指令回線、庁内LAN、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になったりする場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の中消防署花園出張所所属職員(全13人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の中消防署花園出張所所属職員(全13人)の参集想定

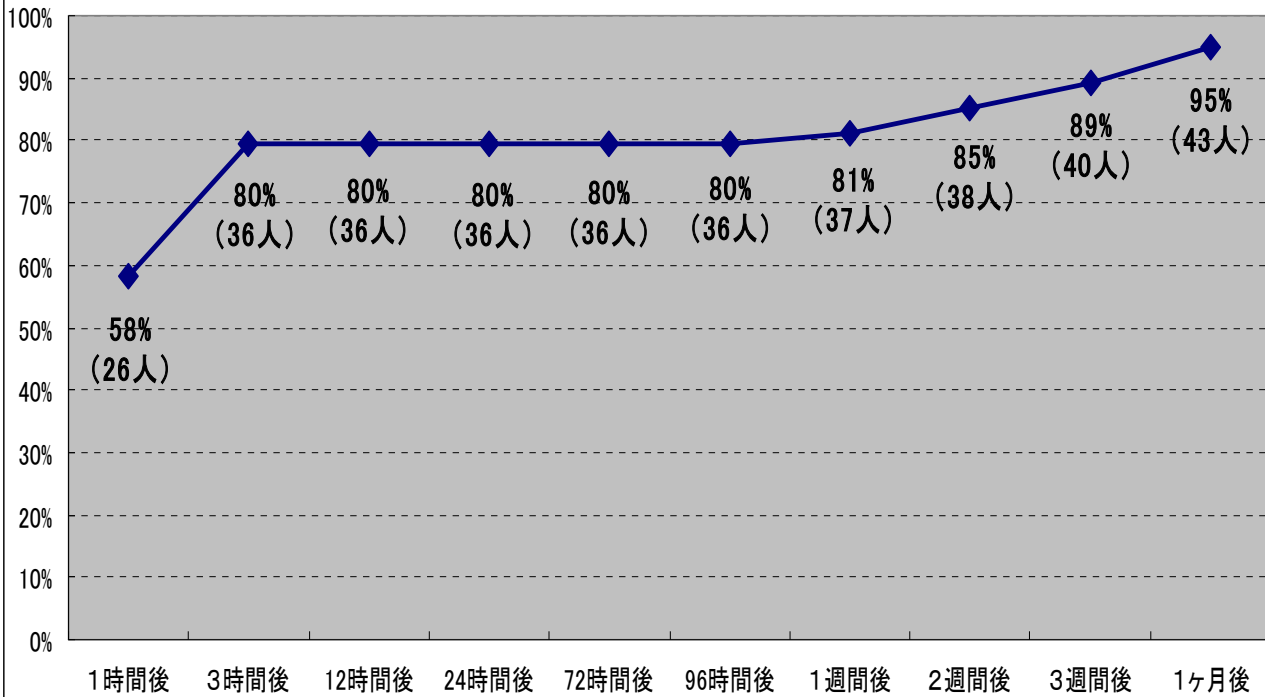


※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

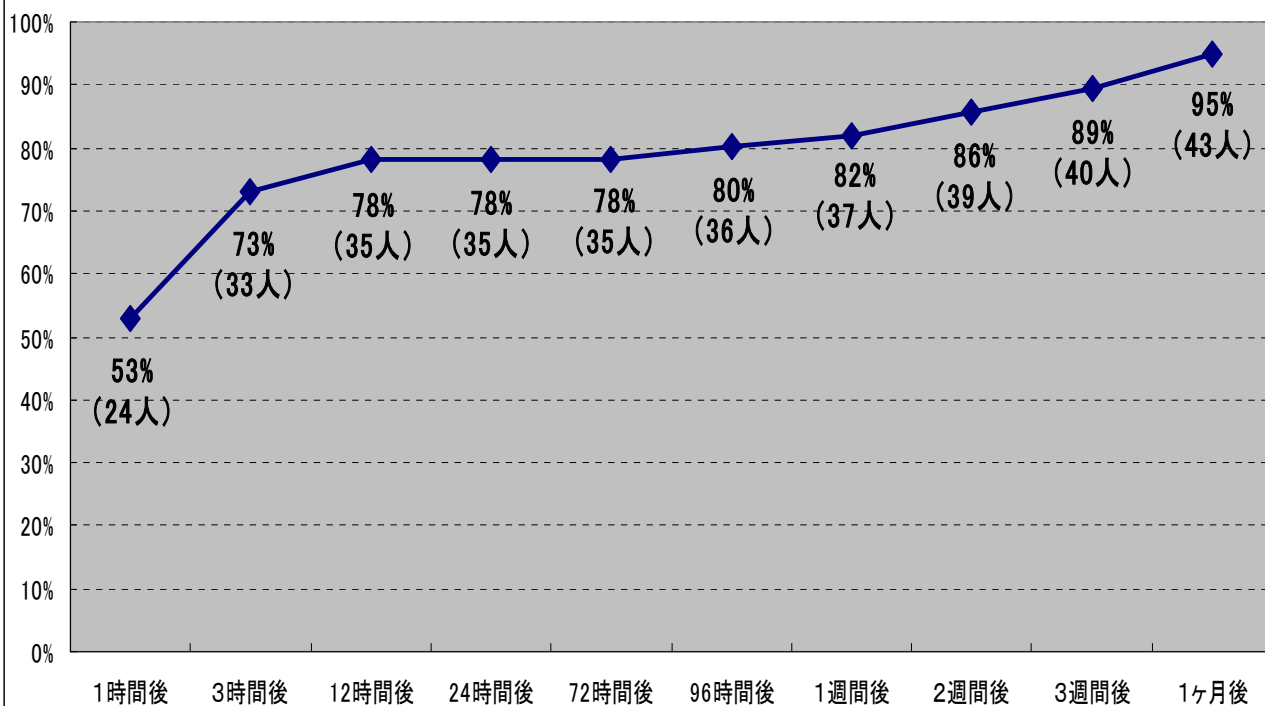
【東消防署本署の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置（48KVA）から2.6時間程度の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
上下水道 トイレ	受水槽（16m ³ ）が設置されているため、飲料水等として使用が可能である。（職員3日分使用可） トイレについては、水があり浄化槽の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（48KVA）から2.6時間の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
通信	指令回線、庁内LAN、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になったりする場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の東消防署本署所属職員(全45人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の東消防署本署所属職員(全45人)の参集想定

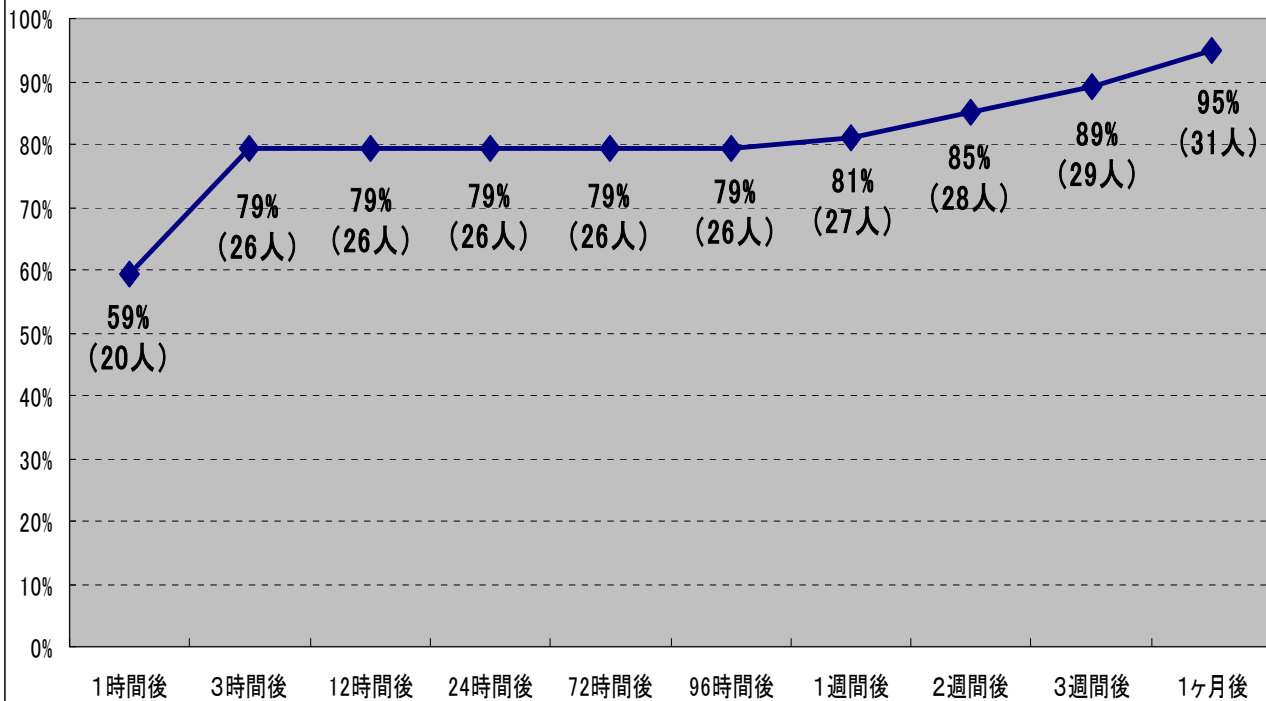


※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

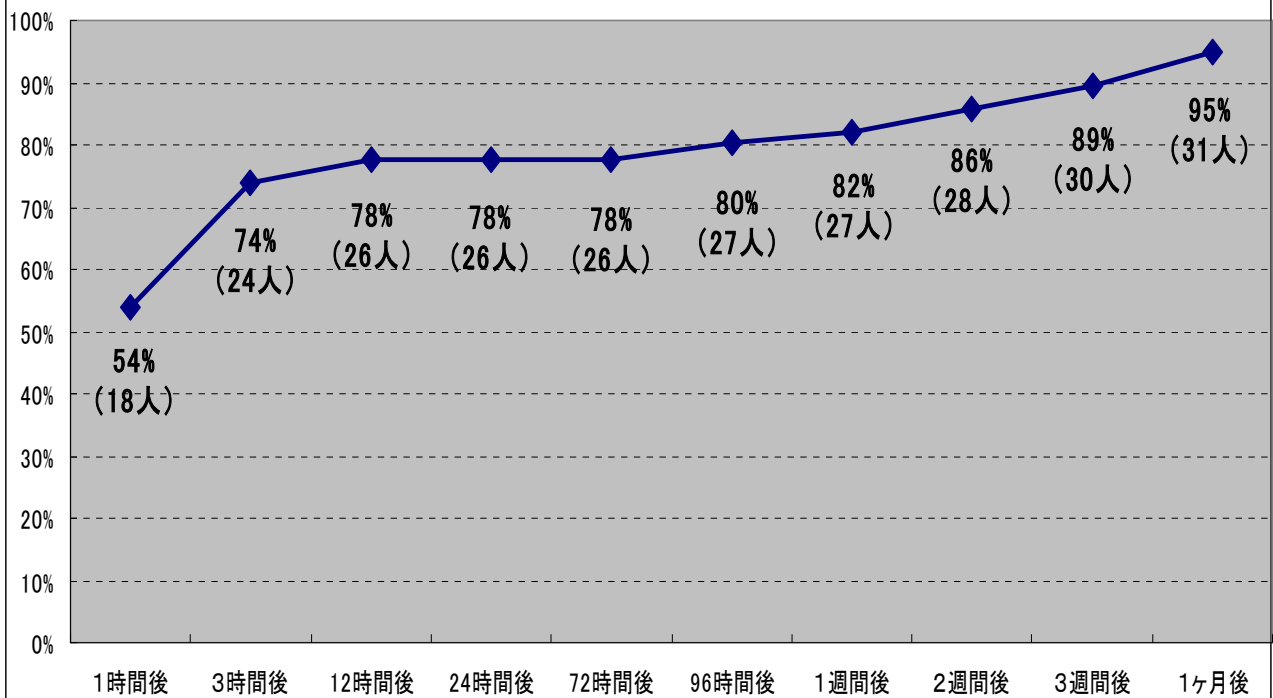
【東消防署南分署の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置（9.9KVA）から5時間程度の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
下水道 トイレ	トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（9.9KVA）から5時間の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
通信	指令回線、庁内LAN、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になる場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の東消防署南分署所属職員(全33人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の東消防署南分署所属職員(全33人)の参集想定

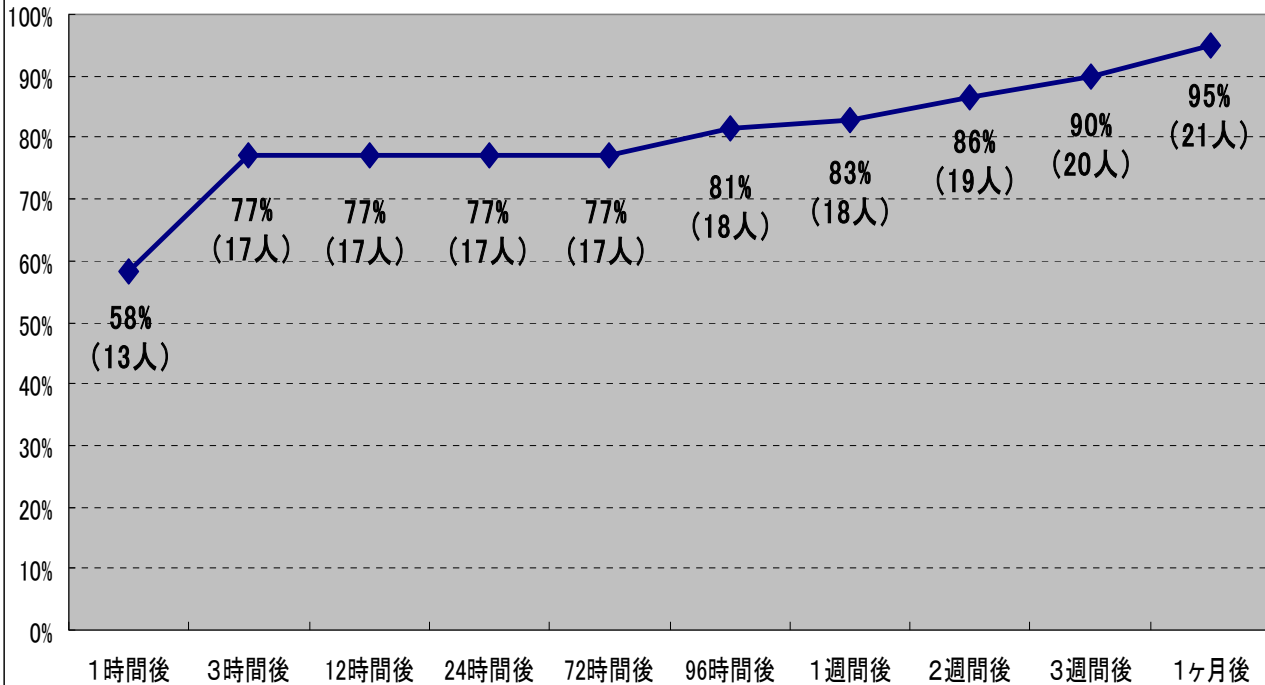


※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

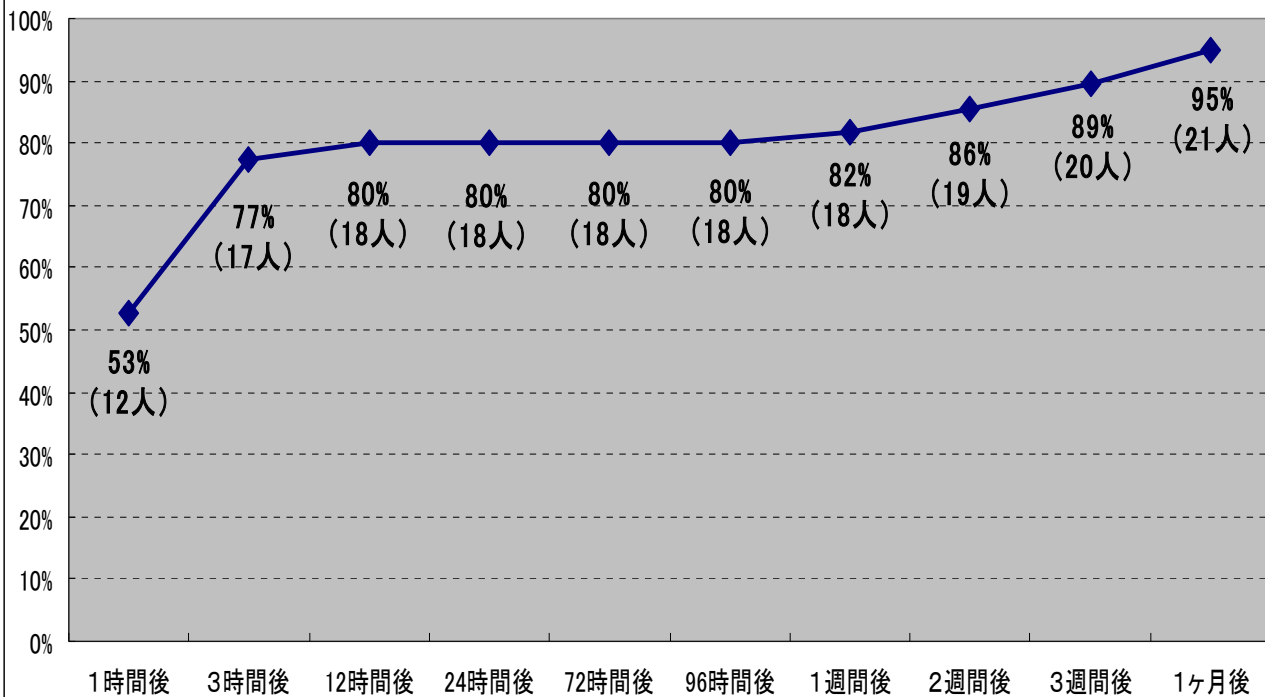
【東消防署青野出張所の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置（9.9KVA）から5時間程度の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
下水道 トイレ	トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（9.9KVA）から5時間の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
通信	指令回線、庁内LAN、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になる場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の東消防署青野出張所所属職員(全22人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の東消防署青野出張所所属職員(全22人)の参集想定

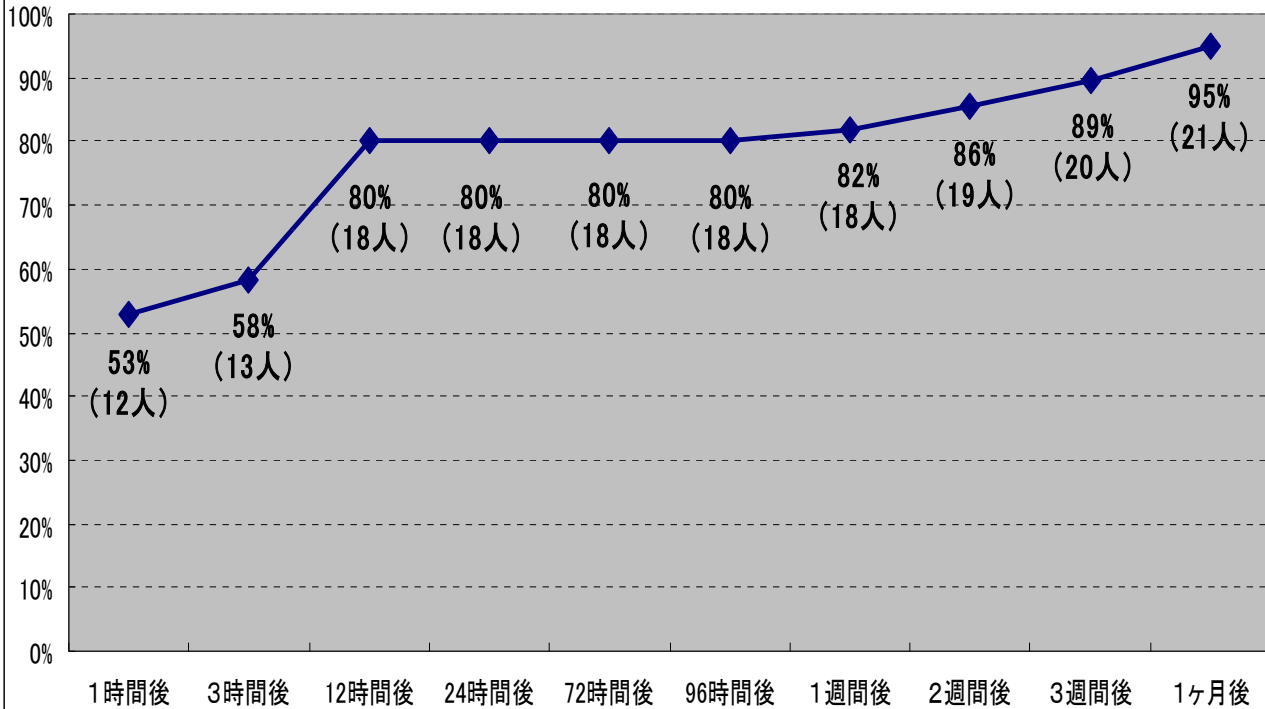


※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

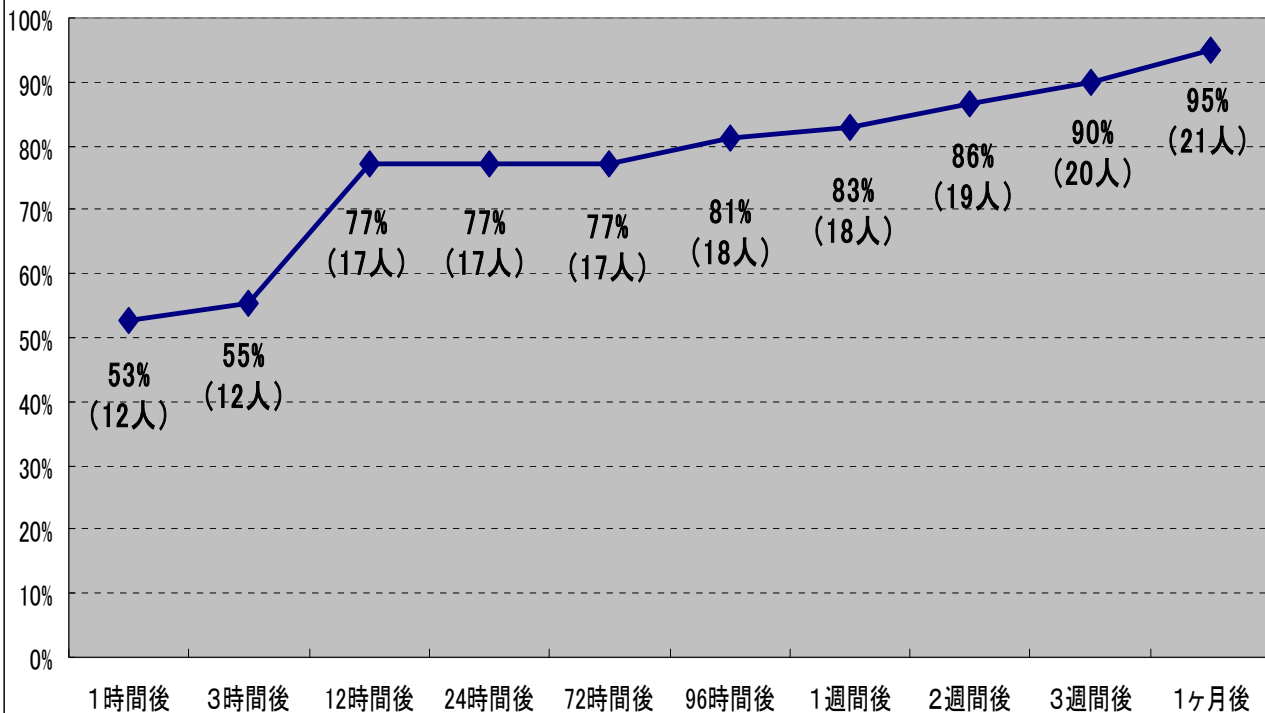
【東消防署額田出張所の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置（４８ＫＶＡ）から５．７時間程度の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
下水道 トイレ	トイレについては、水があり浄化槽の安全確認ができれば使用可能である。
ＰＣ・ＯＡ 機器	ＰＣ・ＯＡ機器への損傷がなく、Ｇ回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（４８ＫＶＡ）から５．７時間の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
通信	指令回線、庁内ＬＡＮ、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になる場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の東消防署額田出張所所属職員(全22人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の東消防署額田出張所所属職員(全22人)の参集想定

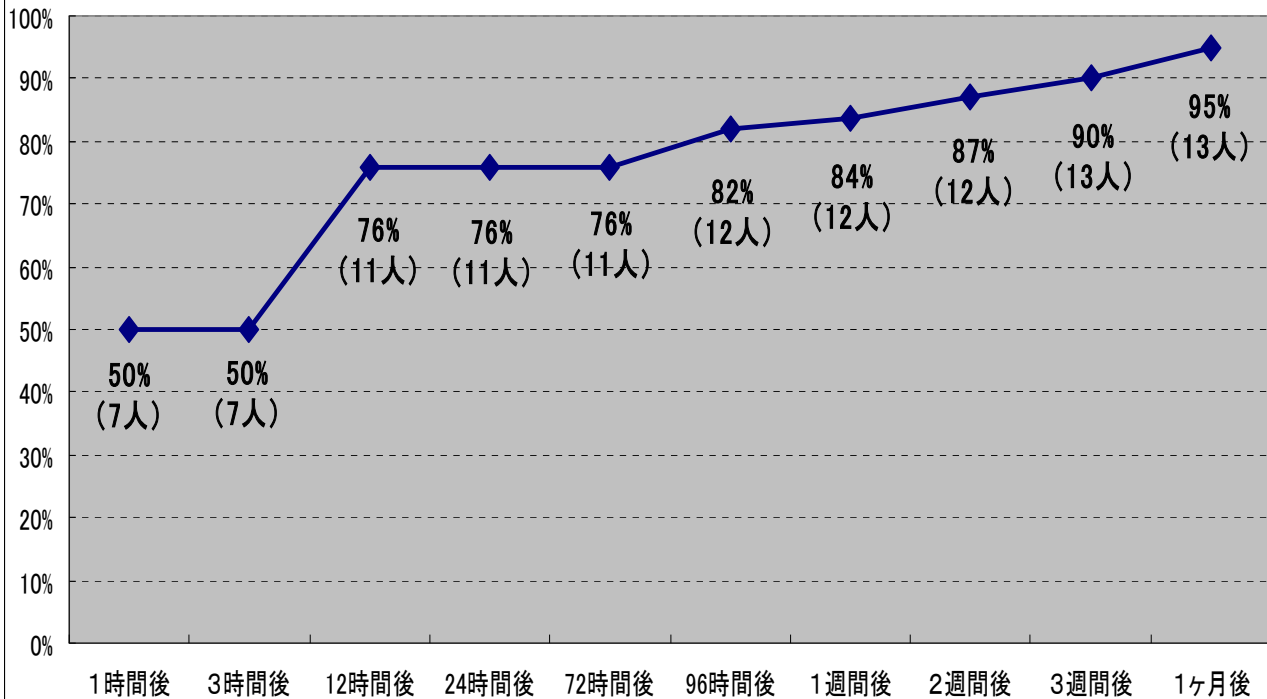


※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

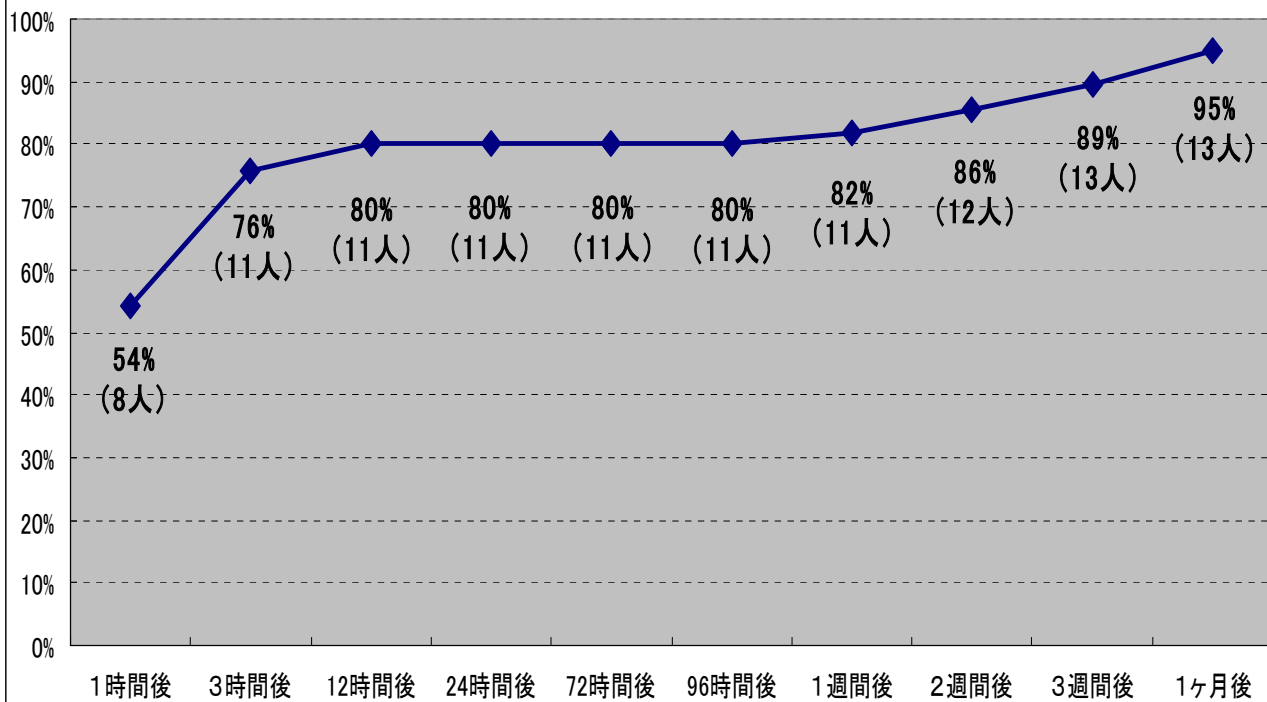
【東消防署本宿出張所の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置（30KVA）から3.2時間程度の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。
上下水道 トイレ	受水槽（5m ³ ）が設置されているため、飲料水等として使用が可能である。（職員3日分使用可） トイレについては、水があり浄化槽の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（30KVA）から3.2時間の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。
通信	指令回線、庁内LAN、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になる場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の東消防署本宿出張所所属職員(全14人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の東消防署本宿出張所所属職員(全14人)の参集想定

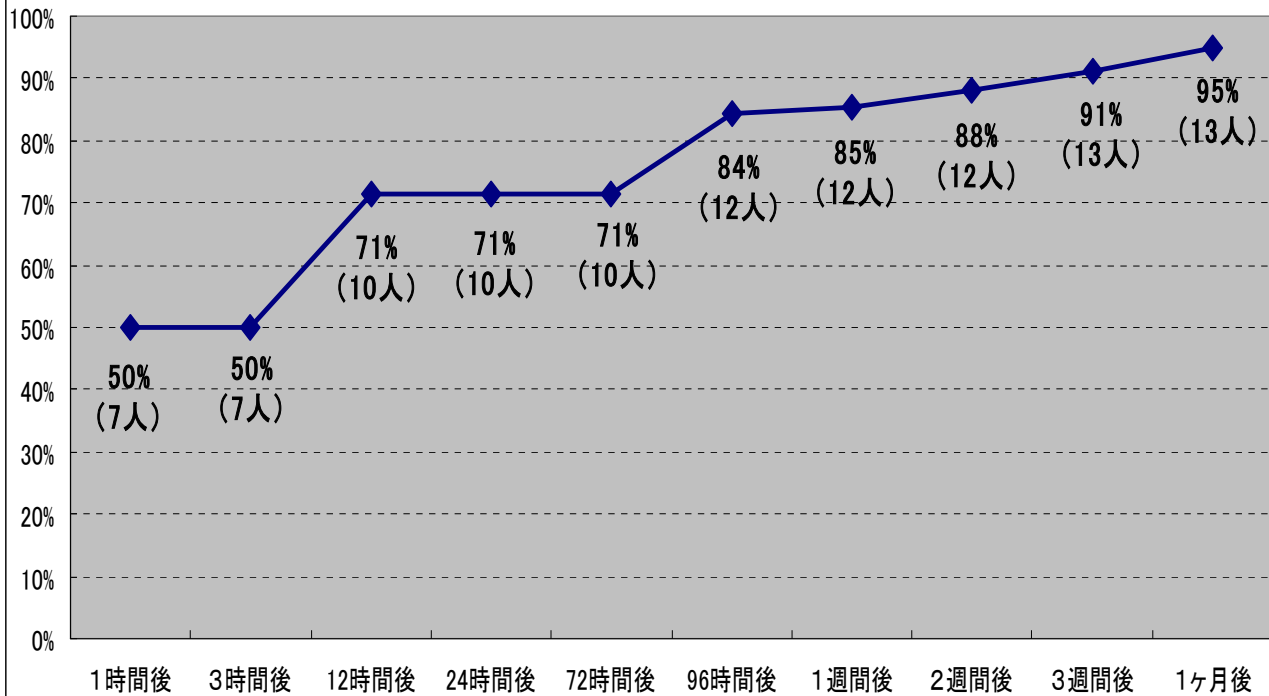


※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

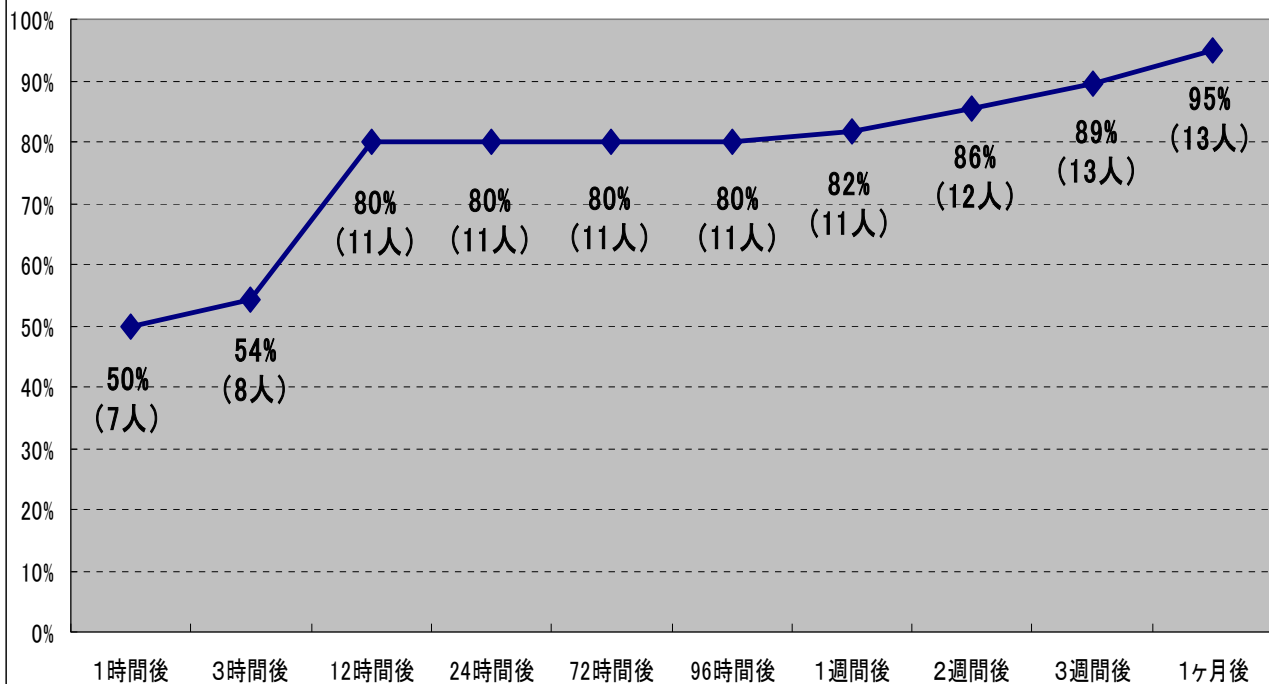
【東消防署形埜出張所の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置（53KVA）から2.4時間程度の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
上下水道 トイレ	受水槽（4.8m ³ ）が設置されているため、飲料水等として使用が可能である。（職員3日分使用可） トイレについては、水があり浄化槽の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（53KVA）から2.4時間の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
通信	指令回線、庁内LAN、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になる場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の東消防署形埜出張所所属職員(全14人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の東消防署形埜出張所所属職員(全14人)の参集想定

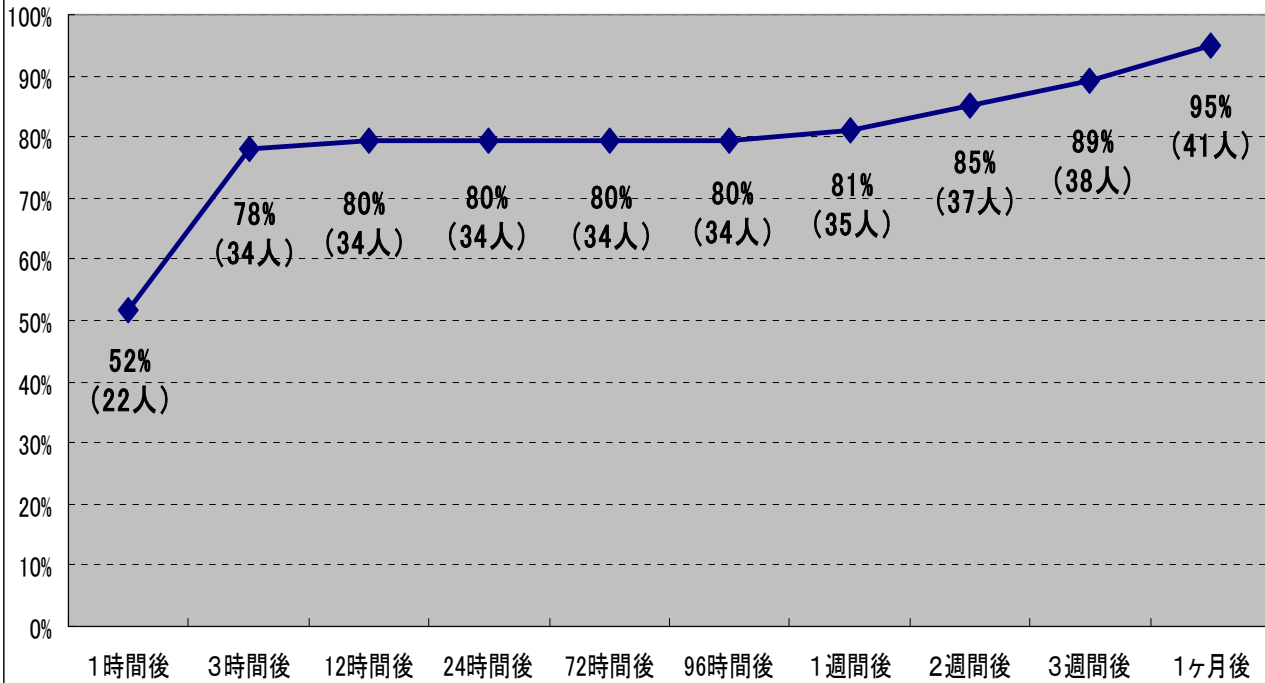


※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

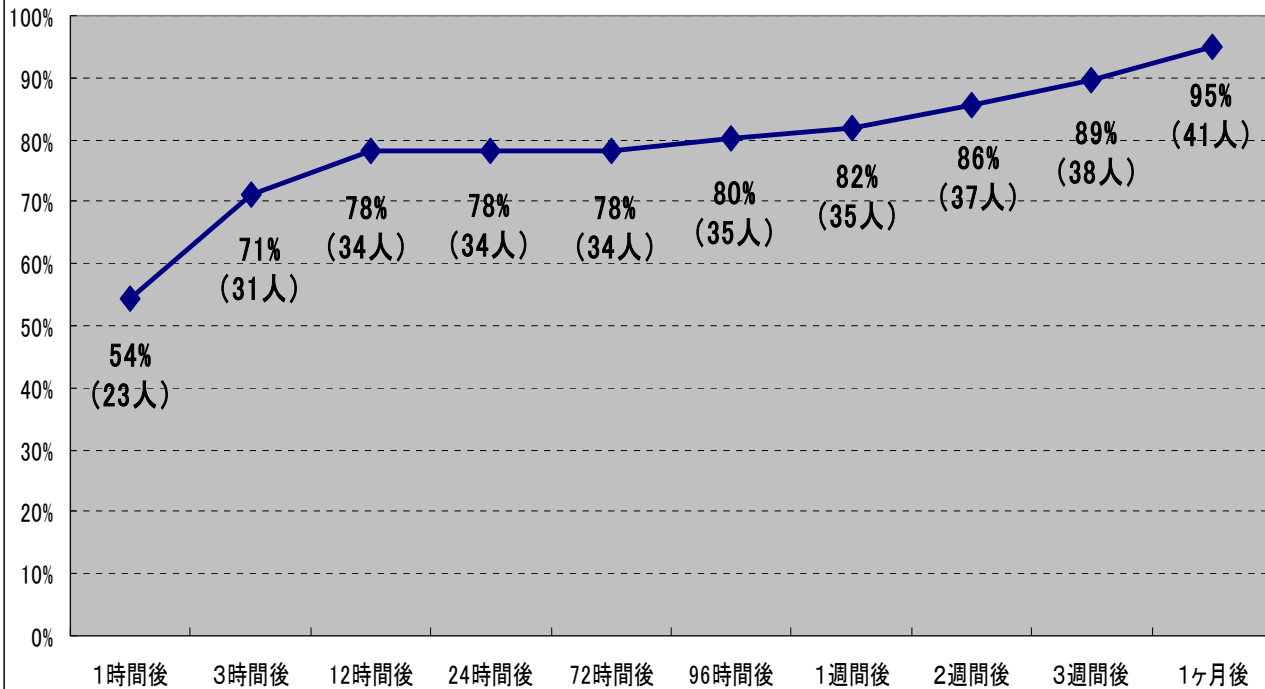
【西消防署本署の被害及び職員参集想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	商用電力供給停止後、自家発電装置（55KVA）から3時間程度の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
上下水道 トイレ	受水槽（16m ³ ）が設置されているため、飲料水等として使用が可能である。（職員3日分使用可） トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば、使用可能である。 自家発電装置（55KVA）から3時間の電力の供給が可能であるが、燃料の供給がなければ、一時的に電力の供給が停止する可能性がある。（自家給油設備が常設されているため燃料の供給は可能である。）
通信	指令回線、庁内LAN、内線及び直通電話等の専用線については、被害を受けず回線網が不通でなければ使用可能である。（指令回線のみ無線によりバックアップすることにより、使用可能である。） 外線については、一般回線であるため、輻輳するためかかりにくくなったり不通になる場合がある。 消防無線・救急無線は使用可能である。
情報システム	各種システムについては、サーバ固定及びバックアップ電源が設置されているため使用可能である。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間内に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

2係勤務中に発災した場合の西消防署本署所属職員(全43人)の参集想定



1係勤務中に発災した場合の西消防署本署所属職員(全43人)の参集想定



※参集想定に係る職員総数は平成 25 年 4 月現在数

2 支所関連資料

【岡崎支所の被害想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	自家発電装置の整備により、A 重油を燃料として 150KVA、56 時間程度の電力の供給が可能である。 また、発電機にて館内放送設備や投光器を稼働させることができる。（ガソリンを 4 ℓ 保有）
上下水道 トイレ	交流広場地下に耐震性貯水槽（100 m ³ ）が設置されているため、飲料水等として使用が可能である。 トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
P C・O A 機器	P C・O A 機器への損傷がなく、G 回路から電力供給すれば使用可能である。
通信	固定、携帯電話は通話が困難になる。電子メール、携帯メールは遅延になる。 ネットワーク回線は電柱倒壊による通信断がある。また通信可能な場合も、一部通信不可や使用の制限がある。
情報システム	本庁舎とのネットワーク（メインとしてのミクス専用線及びサブとしての NTT VPN にて接続）が切れた場合、回復まで使用できない。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間中に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

【大平支所の被害想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	自家発電装置の整備により、軽油を燃料として30KVA、72時間程度の電力の供給が可能である。また、発電機にて投光器を稼働させることができる。(ガソリンを4ℓ保有)
上下水道 トイレ	貯水槽・受水槽は設置されていない。 トイレ(下水道)については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば使用可能である。
通信	固定、携帯電話は通話が困難になる。電子メール、携帯メールは遅延になる。 ネットワーク回線は電柱倒壊による通信断がある。また通信可能な場合も、一部通信不可や使用の制限がある。
情報システム	本庁舎とのネットワーク(メインとしてのミクス専用線及びサブとしてのNTTVPNにて接続)が切れた場合、回復まで使用できない。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間中に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

【東部支所の被害想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	自家発電装置の整備により、軽油を燃料として30KVA、72時間程度の電力の供給が可能である。また、発電機にて投光器を稼働させることができる。(ガソリンを4ℓ保有)
上下水道 トイレ	貯水槽・受水槽は設置されていない。 トイレ(下水道)については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば使用可能である。
通信	固定、携帯電話は通話が困難になる。電子メール、携帯メールは遅延になる。 ネットワーク回線は電柱倒壊による通信断がある。また通信可能な場合も、一部通信不可や使用の制限がある。
情報システム	本庁舎とのネットワーク(メインとしてのミクス専用線及びサブとしてのNTTVPNにて接続)が切れた場合、回復まで使用できない。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間中に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

【岩津支所の被害想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	自家発電装置の整備により、軽油を燃料として30KVA、72時間程度の電力の供給が可能である。
上下水道 トイレ	貯水槽・受水槽は設置されていない。 トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば使用可能である。
通信	固定、携帯電話は通話が困難になる。電子メール、携帯メールは遅延になる。 ネットワーク回線は電柱倒壊による通信断がある。また通信可能な場合も、一部通信不可や使用の制限がある。
情報システム	本庁舎とのネットワーク（メインとしてのミクス専用線及びサブとしてのNTTVPNにて接続）が切れた場合、回復まで使用できない。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間中に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

【矢作支所の被害想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	自家発電装置の整備により、軽油を燃料として30KVA、72時間程度の電力の供給が可能である。
上下水道 トイレ	耐震性貯水槽が設置されているため、飲料水等として使用が可能である。 トイレ（下水道）については、駐車場内に下水対応トイレを設置し、下水道へ自然流下させることが可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば使用可能である。
通信	固定、携帯電話は通話が困難になる。電子メール、携帯メールは遅延になる。 ネットワーク回線は電柱倒壊による通信断がある。また通信可能な場合も、一部通信不可や使用の制限がある。
情報システム	本庁舎とのネットワーク（メインとしてのミクス専用線及びサブとしてのNTTVPNにて接続）が切れた場合、回復まで使用できない。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間中に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

【六ツ美支所の被害想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	自家発電装置の整備により、軽油を燃料として30KVA、72時間程度の電力の供給が可能である。
上下水道 トイレ	貯水槽・受水槽は設置されていない。 トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば使用可能である。
通信	固定、携帯電話は通話が困難になる。電子メール、携帯メールは遅延になる。 ネットワーク回線は電柱倒壊による通信断がある。また通信可能な場合も、一部通信不可や使用の制限がある。
情報システム	本庁舎とのネットワーク（メインとしてのミクス専用線及びサブとしてのNTTVPNにて接続）が切れた場合、回復まで使用できない。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間中に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

【額田支所の被害想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	自家発電装置の整備により、軽油を燃料として40KVA、72時間程度の電力の供給が可能である。
上下水道 トイレ	3.2m ³ の受水槽あり。 トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば使用可能である。
通信	固定、携帯電話は通話が困難になる。電子メール、携帯メールは遅延になる。 ネットワーク回線は電柱倒壊による通信断がある。また通信可能な場合も、一部通信不可や使用の制限がある。
情報システム	本庁舎とのネットワーク（メインとしてのミクス専用線及びサブとしてのNTTVPNにて接続）が切れた場合、回復まで使用できない。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間中に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

3 保健所関連資料

【保健所（岡崎げんき館）の被害想定】

資源名	被害想定
庁舎	庁舎については、耐震基準を満たしており、執務室等の使用は可能である。
電源関係	自家発電装置（300kVA）があり、燃料の常時備蓄量は最低4,000ℓを確保している。常時備蓄量で平時の電力使用量程度では100時間程度の電力の供給が可能である。
上下水道 トイレ	プールの水（約400㎡）は生活用水（飲用不可）として使用可能だが、ポンプや電源等の汲み取り等を行う設備がない。 飲用可能な上水については貯水槽（54㎡）が設置されているが、災害時の貯水槽から直接給水する蛇口やポリ容器等がないため、電源喪失時には、安全・清潔に利用する手段がない。 トイレ（下水道）については、水があり排水管の安全確認ができれば使用可能である。自家発電装置稼働中は、手動洗浄のみ使用可能である。その他、災害用トイレが敷地内（屋外）に10箇所ある。
PC・OA 機器	PC・OA機器への損傷がなく、G回路から電力供給すれば使用可能である。
通信	固定、携帯電話は通話が困難になる。なお、固定電話については一部アナログ回線を確認しており、館内への電力供給がなくなっても使用可能である。電子メール、携帯メールは遅延になる。 ネットワーク回線は電柱倒壊による通信断がある。また通信可能な場合も、一部通信不可や使用の制限がある。
情報システム	本庁舎とのネットワーク（メインとしてのミクス専用線及びサブとしてのNTTVPNにて接続）が切れた場合、回復まで使用できない。
執務場所	窓ガラスが割れることにより、発災後、後片付けを行う必要がある。勤務時間中に発災した場合は、職員が負傷する恐れがある。

岡崎市業務継続計画（BCP）

平成 26 年 1 月策定
平成 27 年 3 月改訂
平成 29 年 3 月改訂
平成 31 年 1 月改訂
令和 元年 7 月改訂
令和 2 年 4 月改訂
令和 3 年 4 月改訂
令和 4 年 4 月改訂
令和 5 年 4 月改訂
令和 8 年 2 月改訂

岡崎市市民安全部防災課
444-3165 岡崎市十王町二丁目 9 番地
(0564) 23-6533